朝鮮問題と
南朝鮮駐屯米軍

外国文出版社

朝鮮問題と
南朝鮮駐屯米軍

朝鮮・平壌
外国文出版社
チュチェ92（2003）

目　　次

朝鮮の分断とアメリカ

「北緯 38 度線」

朝鮮半島の中部を横切る「38 度線」は、第２次世界大戦後に引かれた人為的な境界線である。

朝鮮を北と南に二分したこの境界線は、民族分裂の象徴として広く知られている。

38 度線の設定から始まった朝鮮問題は、いまだに国際舞台で完全に解決されていない。

1860 年代以降、封建国家であった朝鮮にたいして武力干渉をしてきたアメリカは、1882 年５月 22 日、李朝封建政府と「朝米条約」を締結した。この条約の第１条には、第三国が不公平かつ屈辱的な事件を引き起こした場合、それがいったん通知されれば必ず相互援助することが義務づけられている（『朝鮮関係条約集』 1985 年版 128 ページ）。

しかし、アメリカはこの条約上の義務を放棄し、虎視眈々と朝鮮を狙っていた日本と結託して日本の朝鮮植民地化に手を貸す背信行為を働いた。1905 年７月 29 日に東京で締結された米陸軍長官タフトと日本の首相桂太郎との秘密協定の内容は、「朝米条約」の幕裏で彼らの利害打算の餌食として朝鮮を利用したアメリカの本心を如実に示している。

このようなアメリカと日本の結託は、結局、それとは裏腹の結果を招いた。「大東亜共栄圏」を夢見ていた日本は 1941 年 12 月８日、ハワイ真珠湾の米海軍基地を奇襲して太平洋戦争を引き起こした。

1942 年 1 月、日本はアメリカと結んだ条約をすべて破棄し、「桂—タフト協定」でアメリカの植民地として認めたフィリピンに侵攻し、ついにその全土を占領した。

交戦国と化した米日関係は、アメリカをして、新たな情勢に即して、日本の植民地と認めていた朝鮮にたいする政策を戦略的に見直さざるを得ない段階に至らしめた。アメリカは、朝鮮を日本帝国の一部と認めていた従来の見解を捨て、日本への敵意から朝鮮の独立を「認知」せざるを得なくなったのである。

アメリカは 1943 年 11 月 22 日から 27 日にかけてイギリス、国民党中国とエジプトの首都カイロで会談を開き、「カイロ宣言」を発表した。宣言は「野蛮な敵国（日本）に仮借ない圧力をかける決意を表明」し、「われわれ 3 大国には朝鮮人民の奴隷状態に留意し、適切な手順を踏んで朝鮮に自由・独立を与える決意がある」とその条文に朝鮮問題も含めて明記した（『アメリカの対外関係外交文書　カイロ及びテヘラン会談　1943』1961 年版　402 ページ）。

朝鮮を日本の植民地として認めたことが彼らの戦争ヒステリーをあおり立てる結果を招いたと、遅ればせながら悟ったアメリカとしては他に方策がなかったのである。

宣言は採択されたものの、実際、アメリカの力だけで日本を駆逐することは不可能であった。

当時、日本はインドネシアとフィリピンをはじめ南太平洋諸国と島嶼のほとんどを占領し、1943 年 11 月には「大東亜共栄圏」構想をさらに具体化してアメリカを大きく脅かしていた。

日本の戦争遂行能力を過大評価していたアメリカは、ファシズム・ドイツの敗北後も太平洋戦争は数年つづくものと判断していた。

このような情勢下でアメリカは、ソ連の力を利用して日本との戦争を遂行しようと画策したのである。

日本による真珠湾攻撃があった後、アメリカは駐米ソ連大使を通じてソ連の対日参戦を要請した。しかし、ソ連はモスクワ近郊にまで迫っていたドイツ軍との戦いに総力を傾けていた状況下にあって、これを拒絶した。

その後もアメリカはソ連に対日参戦を重ねて求めたが、ヨーロッパで対独戦を進め、東部国境の安全をはかるため日本との中立条約を維持せざるを得なかったソ連としては、日本の植民地である朝鮮の独立問題に関して公式的な立場を表明することができなかった。

アメリカがソ連の対日参戦により大きな意義を付与しはじめたのは、米軍の沖縄上陸作戦後のことである。

この時期に日本は、ヨーロッパの情勢が変わっても日本帝国の戦争目的には変化がないという政府声明を発表し、日本本土での戦争を見越して全国に総動員令を下し、強固な防御要塞を構築した。こうした準備のもとに沖縄に陣取った８万の日本軍は、45 万 1,860 名の兵員と 1,317 隻の軍艦、1,700 余機の航空機を投入した米軍の攻撃に頑強に抵抗した。

日本特攻隊のパイロットらは体当たり戦術で相当数の米軍艦艇を撃沈し、4 万 6,000 名の兵員を殺傷した。また潜水艦から発進した「回天」特攻隊の「人間魚雷」が、航空母艦と重巡洋艦など 14 隻の米軍艦艇を撃沈した。

米軍は沖縄上陸作戦で 7 万 5,000 余名の死傷者と行方不明者を出したが、これは第２次世界大戦中最大の損失であった。

米軍総司令部は、それ以降の対日作戦には少なくとも 700 万の兵員が必要であり、100 万以上の犠牲者を出すものと予想していた（『極東における勝利』1985 年　朝鮮語版　17 ページ）。

もともとアメリカは、形式の上では反ファッショ連合に加わってはいたが、実際にはファシズムをはじめさまざまの抑圧に抗してたたか

う人民の解放闘争は支持しないという二面性を有していた。当時、米上院議員であったトルーマンの発言はそれを如実に示している。彼は「われわれはもしドイツが優勢であればロシアを支援し、ロシアが優勢であればドイツを支援すべきである。こうすることで、彼らにさらに殺し合いをさせるべきだ」と語った(『極東における国際関係　1870～1945 年』下　1953 年版　81 ページ)。こうした意図から、アメリカはヨーロッパの西部に「第２戦線」を形成するというソ連との約束の履行をずるずると引き延ばしたのである。

アメリカはソ連の対日参戦を促すため、ソ連沿海州への軍需物資輸送に力を注ぎ、1945 年５月には 78 万 1,000 余トンの物資を輸送した。これは戦時における最高水準を記録する数量である。

一方、ソ連は、1944 年下半期に至って対独戦での勝利が確定的になると、対日参戦の意思を表明した。そして 1944 年 12 月中旬、1904 年の日露戦争敗北によって奪われた南サハリン（南部樺太）とクリル列島（千島列島）のソ連への帰属などを対日参戦の条件として提示した。

米統合参謀本部は 1945 年１月、「われわれの太平洋作戦に最大限の支援を与えるため、ロシアを一日も早く参戦させることが緊切に望まれる」という備忘録を大統領ルーズベルトに提出した(米国務省『マルタ及びヤルタ会談　1945 年』1955 年版　396 ページ)。

1945 年２月 11 日、ヤルタではソ連の対日参戦に関するソ米英３国首脳間の秘密協定が結ばれた。この協定でソ連は、ドイツの降伏後２、３ヵ月以内に対日戦に参加することを確認した。こうしてソ連の対日参戦は確定した。

同協定は極秘に付され、ヤルタ会談の記録にも残されなかった。これは対日戦終結後の 1946 年２月 11 日にソ連によって公開され、アメリカも 1954 年３月 16 日にその内容を公開した。

ヤルタ首脳会談後、ソ連は対日戦の準備に本格的に取り組んだ。1945 年4月5日、ソ連外相は駐ソ日本大使に、4 年前に締結したソ日中立条約の破棄を通告する覚え書きを手渡した。この覚え書きでソ連は、「ソ日中立条約はその意義を失い、延期が不可能になった」と指摘している。

こうしてソ連と日本の中立関係は終わりを告げ、いつでも戦争状態に入りうる前提がつくられたのである。

1945 年8月8日、ソ連外相モロトフは駐ソ日本大使佐藤を外務省に呼び、日本にたいするソ連の宣戦布告を伝えた。宣戦布告には、「ソ連政府は明日、すなわち8月9日以降、日本と戦争状態に入ることを宣言する」と記されていた。それから2時間後の 1945 年8月9日午前零時（ザバイカル戦線の現地時間)、ソ連極東戦線軍は総司令官ワシレフスキー元帥の指揮下に総攻撃を開始した。

対日作戦第1段階におけるソ連軍の主要攻撃目標は在満関東軍であった。ソ連太平洋艦隊司令部所属の海兵隊が 11 日に先鋒（ソンボン）と羅津（ラジン）に、14 日に清津（チョンジン）に上陸した。この作戦を支援するため、第 1 極東戦線軍の予備隊から第 25 軍に配属された第 393 歩兵師団が 12 日に朝鮮半島に投入された。

ソ連の対日宣戦布告と時を同じくして、主動的に祖国解放の作戦準備を完了した朝鮮人民革命軍の全部隊は、金日成（キムイルソン）将軍の指揮のもとに総攻撃を開始した。朝鮮人民革命軍の主力部隊は日本軍が「難攻不落の防御線」と称していた国境の各要塞を突破して、先鋒、会寧（ヘリョン）方面へ戦果を拡大し、羅津、清津に進撃した。

日本の敗亡は時間の問題であった。朝鮮人民革命軍の空挺隊が発進準備を整え、ソ連軍第 393 歩兵師団が清津へ進撃していた8月 15 日正午、日本天皇裕仁はラジオ放送で無条件降伏を告げた。

急変する戦局を前に、アメリカは焦燥に駆られた。対日宣戦布告後、

ソ連軍は朝鮮の北部国境地帯で作戦を展開していたが、米軍はまだ遠い南太平洋上にあった。

８月 10 日現在、朝鮮半島地域にソ連軍より先に米軍を進出させることはとうてい不可能であった。朝鮮にもっとも近い地点にいる米軍にしても 600 マイル離れた沖縄にあり、フィリピン戦線部隊はそこからさらに南方、朝鮮からは 1,500～2,000 マイルの距離にあった。

米国務長官バーンズは、アメリカが朝鮮全域における日本軍の降伏を受理することを主張し（『トルーマン回顧録』２　1956 年版　317 ページ)、当時モスクワに滞在していたトルーマンの特使パウリと駐ソ米大使ハリマンも、大統領トルーマンと国務省に、日本軍の降伏を受理するため米軍は即時朝鮮と満州に上陸すべきだと提言した。

しかし、アメリカには朝鮮人民革命軍とソ連軍の南進に対応して朝鮮半島に派遣すべき兵力も時間もなかった（『トルーマン回顧録』１　1955 年版　433～434 ページ)。

当時の状況を回顧してトルーマンは「われわれは、そこに兵力を持っていたわけでもなく、また半島の南半部の一部を除いては地上兵力を送るべく船舶も持っていなかった。国務省はアメリカが朝鮮全域における日本軍の降伏を受理することを主張したが、上陸部隊の安全性を犠牲にすることなしには北朝鮮に兵力を送る時間的余裕がなかったのである」と記している（『トルーマン回顧録』２　219 ページ)。

トルーマンが認めているように、こうした状況にあって彼は、「抵抗を受けることなく北進」して朝鮮の一部分でも占領できる方策を模索するよう国務省・陸軍省・海軍省の「３省調整委員会」に指示した。この指示によって「３省調整委員会」は８月 10 日から、朝鮮半島のある位置に分割線を引いて米軍の足場をつくる口実を設ける計画を立てたのである。「３省調整委員会」は８月 15 日まで、数回にわたってペンタゴンで会議を開いた。国務省次官マックロイの事務室で夜通

しおこなわれた最初の会議では、誰が朝鮮と日本本土の日本軍兵力の武装を解除するかという問題が討議の焦点となった。

当時の変化した情勢下で米軍による日本単独占領はほぼ確定的であったので、論点は主に朝鮮半島対策に集中された。それは朝鮮全域をソ連軍の作戦地域として認めるか否かという問題であった。

「３省調整委員会」は当時の実情下で、アメリカの対朝鮮政策の要求とそれを裏付ける軍事的能力との矛盾を解決し、合理的な対応策を作成するため、この課題を陸軍省戦略政策課に委任した。これはアメリカの軍事政策作成において重要な役割を演じていた課内のディーン・ラスクとチャールス・ボンスティールが担当することになった。こうして 1945 年８月 10 日の深夜、彼らは部屋の壁にかけられた極東地図に朝鮮半島を二分する「北緯 38 度線」を引いたのである。

アメリカには、「北緯 38 度線」をソ連側に納得させうる一つの根拠があった。それは、朝鮮駐屯日本軍の指揮権が北緯 38 度線を境界にして区分されているということである。1945 年２月 11 日、日本は朝鮮駐屯日本軍の総称であった「朝鮮軍」を解体し、第 17 方面軍と朝鮮軍管区を新設した。第 17 方面軍は大本営の野戦軍で朝鮮の「防衛」を担当し、朝鮮軍管区は兵員補充、教育、兵站などを担当した。その後、日ソ中立条約が破棄され、ついでドイツが降伏してソ連の対日参戦の可能性が強くなると、日本はこれに対処するため朝鮮中部以北の朝鮮軍管区を関東軍の指揮下に移し、第 17 方面軍には朝鮮中部以南の「防衛」を担当させた。この作戦分担境界線が北緯 38 度線であった。

以上のような一連の「論拠」にもとづいて作成された「北緯 38 度線」案は、陸軍省の検討を経たのち、陸軍長官と国務長官を経て、13 日と 14 日に米統合参謀本部で軍事面から検討された。

「３省調整委員会」は８月 14 日にこれを承認し、当日トルーマン

もそれに署名した。この「38 度線」画定過程に関する資料は、1949年９月 16 日と 17 日の米下院外交委員会公聴会の記録を通してはじめてその一部が公開され、公聴会の速記録は 27 年後に全文公開された。

アメリカは日本が降伏した８月 15 日、日本軍降伏受理境界線に関する命令書草案をソ連側に伝えた。ソ連政府はこの案を検討し、基本的に同意した。

米大統領トルーマンは、フィリピン駐屯米陸軍総司令官マッカーサーを日本の降伏受理の全権を持つ「連合軍総司令官」に任命するという一方的な声明を発表し、日本軍の降伏受理境界線に関する命令書草案を「連合軍総司令官」の「一般命令第１号」として公布するよう指示した。

1945 年９月２日、東京湾に停泊していた米戦艦「ミズーリ」号上で日本降伏文書の調印がおこなわれた。

この日、マッカーサーは「一般命令第１号」を公布した。「一般命令第１号」は、中国の満州、北緯 38 度線以北の朝鮮、サハリン及びクリル列島における日本軍の降伏はソ連極東戦線軍司令官が、日本本土とそれに隣接した島嶼、北緯 38 度線以南の朝鮮、フィリピン群島における日本軍の降伏は米太平洋陸軍司令官が受理することを規定していた（『朝鮮関係条約集』1985 年版　352 ページ）。

ソ米両軍は合意事項にもとづく作戦遂行に入った。38 度線以北地域にはソ連第１極東戦線軍の第 25 軍の先遣部隊が進駐し、38 度線以南地域には米第 24 軍団が進駐した。こうして朝鮮は二つの地域に分断され、これがその後、半世紀余に及ぶ朝鮮分断のはじまりとなったのである。

「反共」をすべての政策作成の基礎としているアメリカが、社会主義国家のソ連と同盟関係まで結びながら、朝鮮にたいして特別に神経

を使った理由は何か。その時期、アメリカはアジア大陸のどこにも足場を持っていなかった。1943 年 11 月、テヘラン首脳会談の際、ルーズベルトはスターリンにソ連の対日参戦を要請しながら、ソ連極東地域に 1,000 機の米軍爆撃機を置く空軍基地の建設を提起したが、スターリンはそれを拒絶した。こうした状況のもとで、アメリカは朝鮮半島を橋頭堡とすることにとくに重要性を付与した。軍事上の見地からして、朝鮮半島に戦術空軍の発進基地を置けば、その行動半径は極東全域に及ぶことになる。それほど朝鮮は軍事戦略上きわめて重要な地域であったのである。

これについて、アメリカの『マンスリー・レビュー』には次のように書かれている。

「朝鮮は数世紀の間、戦略的な十字路であり、中国、ロシア、日本、ごく最近ではアメリカの軍隊までがこれを手に入れようとして朝鮮を蹂躙したのであった。日本人にとっては、朝鮮はアジア大陸から日本につきつけられたピストルであり、中国人にとっては、日本による中国侵略の歴史的な橋頭堡であり、ロシア人にとっては、ウラジオストクに対する脅威であり、アメリカ人にとっては、共産主義のこれ以上の拡張を封殺せんとする『封じこめ』の輪縄の一番重要な部分であった」(『秘史朝鮮戦争』日本語版　52 ページ)

マッカーサーも早くから「わたしはつねに、朝鮮を無限の価値を持つ軍事的前哨基地として認めていた」と述べている(『ニューヨーク・タイムズ』1957 年 2 月 4 日)。

アメリカのこうした意図から、朝鮮は連合国軍側の作戦地域に含まれた。

アメリカは朝鮮人民革命軍とソ連軍による朝鮮解放の歴史的時期が到来すると、アメリカは共産主義者によって朝鮮問題が解決されるのを放任できなくなり、それを防止する線として「38 度線」を画定し

たのである。
「マッカーサー司令部」の外交局長であったシーボルドは、「マッカーサーは『極東で共産主義の進出を阻止しなければ、ヨーロッパとアジア両地域の占領は不可能だ』と強く信じていた」と告白している（『日本占領外交の回想』186 ページ）。
こうして日本軍の武装解除は日本本土ではなく朝鮮の地域で、朝鮮人民によってではなくソ米両軍によっておこなわれた。
アメリカが朝鮮にたいして神経を使ったのはまた、日本の単独占領の実現に向けて朝鮮を駆け引きの道具にしようとしたからである。
「ポツダム宣言」によれば、日本とドイツは連合国が占領することになっていた。しかし、日本にたいする連合国の共同占領がアメリカの本心でなかったことは、ポツダム会談当時に露呈していた。ポツダム会談の際、スターリンは、日本敗北後の「われわれの次回の会談は東京で開くべきだ」としたが、トルーマンは返答を避けた。この時点ですでにアメリカは戦後の日本単独占領をもくろんでいたのである。
アメリカは、日本占領軍最高司令官を２人制にするというソ連の提案にも反対した。ソ連政府は８月 15 日にアメリカ側が提起した日本軍の武装解除地域分担案、即ち「一般命令第１号」草案を検討し、８月 16 日にこれに基本的に同意しながら、日本占領連合国軍最高司令官としてはマッカーサーだけでなくソ連軍総参謀長アントノフを加えて２人制にすることを提案したのである。
アメリカは日本単独占領にソ連が強く反対するものと予想していた。それは、ソ連が対日戦勝国として日本の占領と戦後管理に参加する合法的な権利を持っていたからである。そこでアメリカは、朝鮮に「北緯 38 度線」を画定し、ソ連がアメリカの日本単独占領にあくまで反対する場合には、「北緯 38 度線」を「譲歩」する「代償」として単独占領を実現させようと企てたのである。アメリカの「北緯 38 度線」

案は、ソ連との対決において日本単独占領を認めさせるための駆け引きの道具であった。

アメリカは朝鮮の「北緯 38 度線」案によってこうした不純な政治的･軍事戦略的目的を達成しようとはかったが、それは彼らの核恐喝政策にもとづくものである。

ヤルタ会談後、ソ連は多くの兵力と装備を対日戦の準備に向けて動員した。

日本本土はもとより朝鮮における独占的地位を狙っていたアメリカにとって、それはきわめて好ましくないことであった。それは、ソ連の対日参戦が、戦後におけるアジア問題の処理にあたってその影響力と発言権を増大させる結果になることを憂慮したからである。そのためアメリカは、ソ連の対日参戦を軍事的には強く要請しながらも、政治的にはそれを否定するという矛盾した態度をとっていた。

1945 年 7 月 17 日から 8 月 2 日にかけて、ベルリン郊外のポツダムでソ米英 3 国首脳会談がおこなわれた。会談では日本の無条件降伏を要求し、戦後日本の平和的管理に関する基本原則を提示した「ポツダム宣言」が採択された。この時期にアメリカは原子爆弾の開発に成功し、1945 年 7 月 16 日、ニューメキシコ州の砂漠にある米空軍基地で初の原爆実験を実施した。

アメリカはソ連の対日参戦に大きな意義を付与していたが、それ以来、それを見直す動きに出た。彼らは「原爆独占」という新たな局面を迎え、ソ連の参戦は米軍の作戦遂行において補助的役割を果たすに過ぎず、戦争の終結に決定的影響を及ぼす要因とはならないとみなしたからである。

第 2 次世界大戦末期における情勢の変化に乗じて、アメリカは戦後の「戦利品」の分配、すなわち朝鮮と日本をはじめ植民地諸国と戦敗国にたいする独占的地位を確保するため、ソ連との関係において核恐

喝、対決政策をとるようになった。
しかし、アメリカの「原爆独占」は戦争におけるアメリカの役割を決定的なものにすることはできなかった。
1945 年８月６日と９日に広島と長崎に原爆が投下された。これによってアメリカは、対日戦争で原爆によるアメリカの「役割」を示威し、戦後のアジア問題処理において優位を占めようとした。
しかし日本は、原爆投下後もスイスを通して、米政府に「ポツダム宣言」の無条件降伏要求を拒否するという覚え書きを送った。あまつさえ、英国首相チャーチルまでもが「日本の運命が原爆によって決定されたと考えるのは誤りである」と述べている。
上述のごとく、朝鮮の「北緯 38 度線」は単なる武装解除分担線ではなく、アメリカの対朝鮮政策の産物であった。だが、この 38 度線が朝鮮分断の序幕になろうとは誰も知る由はなかった。

国連における朝鮮問題の発端

朝鮮問題の国連への持ち込みは、南朝鮮にたいするアメリカの占領政策の必然的な帰結であった。
1945 年 12 月 16 日から 26 日にかけて、モスクワで開かれたソ米英３国外相会議では朝鮮問題も討議された。1945 年 12 月 27 日に発表されたモスクワ３国外相会議決議の朝鮮に関する部分は次の通りである。
「……
（1）朝鮮を独立国として再建させ、民主的諸原則にもとづいて発展すべく諸条件を整え、長期にわたる日本統治の有害な諸結果を速やかに一掃する目的をもって、臨時朝鮮民主政府を樹立する。臨時政府

は朝鮮の産業、運輸、農業及び朝鮮人民の民族文化の発展に必要な諸方策を講ずる。

（2）臨時朝鮮政府の樹立を助けるため、そしてそれに適応する諸方策をあらかじめ作成するため、南朝鮮の米軍代表と北朝鮮のソ連軍代表による共同委員会を設置する。委員会は自己の提案作成にあたり民主的諸政党及び大衆団体と協議しなければならない。……

（3）共同委員会は臨時朝鮮民主政府と民主的諸団体を参加させ、朝鮮人民の政治的・経済的・社会的進歩と、民主的自治の発展と朝鮮の国家的独立の確立を援助・協力（後見）する諸方策を作成する。

共同委員会の提案は、臨時朝鮮政府との協議の後、5ヵ年を期限とする朝鮮にたいする4ヵ国の後見協定を作成するため、ソ米英中政府の審議を受けなければならない。

（4）南北朝鮮に関する緊急な問題を審議するため、また南朝鮮の米軍司令部と北朝鮮のソ連軍司令部との間で行政・経済部門別の随時調整をはかる諸方策を作成するため、朝鮮に駐屯するソ米両軍司令部の代表者会議を2週間以内に招集する」（外務省『朝鮮問題参考文献集』第1分冊　平壌　1954年版　10ページ）

朝鮮人民はモスクワ3国外相会議の決議を支持し、1946 年1月2日、北朝鮮の諸政党、大衆団体はこれを支持する共同声明を発表した。

しかし、モスクワ3国外相会議の前後に、アメリカは表裏のある態度をとった。

朝鮮の北と南にそれぞれ軍隊を進駐させたソ米両軍は「一般命令第1号」にもとづく作戦遂行に入った。

北朝鮮に進駐したソ連第 1 極東戦線軍第 25 軍司令官チスチャコフ大将は、1945年8月20日、次のような布告文を発表した。

「朝鮮人民よ、……朝鮮は自由の国となった。しかし、これはただ朝鮮史の 1 ページとなるに過ぎない。美しい果樹園が人間の労働と

エネルギーの結実であるように、朝鮮の幸福も朝鮮人民が英雄的にたたかい、たゆみなく努力してこそ達成できるのである。

朝鮮人民よ、記憶せよ！　幸福はあなたたちの手中にある。あなたたちは自由と解放をつかんだ。これからはすべてがあなたたちにまかされた。

ソ連軍は、朝鮮人民が自由に創造的労働に取りかかれるよう、あらゆる条件を提供するであろう。朝鮮人民は自らが自らの幸福の創造者になるべきである……」

ソ連軍が北朝鮮に進駐した当日に発表した布告には、解放された朝鮮人民の幸福な新しい社会の建設を望む真実な気持ちが反映されており、民族自決に関する国際法にたいする誠実な立場が表明されている。

８月 25 日、チスチャコフは、朝鮮人が組織した人民委員会を尊重し、人民委員会が日本帝国主義総督統治の行政権を引き取ることを支持する声明を発表した。そして同年 11 月までに北朝鮮では６つの道の市、郡、面、里に人民委員会が組織され、1946 年２月８日には金日成将軍を首班とする北朝鮮臨時人民委員会が樹立された。北朝鮮では人民が主権を握り、民族自決の神聖な権利を行使するようになった。

しかし、米軍が仁川（インチョン）に上陸した９月８日、太平洋方面米陸軍総司令官マッカーサーが横浜で朝鮮人民に向けて発布した「布告第１号」は、ソ連軍の布告とは対照的であった。

「朝鮮の住民に告ぐ。……

日本国天皇と政府と大本営を代表して署名された降伏文書の条項により、本官指揮下の戦勝軍は、本日をもって北緯 38 度線以南の朝鮮地域を占領する。……

本官は、本官に付与された太平洋米陸軍の最高権限をもって、これにより、朝鮮北緯 38 度線以南地域と同地域の住民にたいし軍政を実施する。よって、占領に関する条件を以下の通り布告する。

第１条　朝鮮の北緯 38 度線以南地域及び同住民にたいする全行政権は、当分のあいだ本官の権限の下で施行する。

第２条　政府、公共団体……その他の重要な職業に携わる者は、別個の命令が出されるまで従来の職務に従事し、一切の記録と財産を保管すること。

第３条　住民は本官及び本官の権限によって出される命令に即刻服従すること。占領軍にたいして反抗的な行為をなしたり、または秩序、治安を乱す行為をする者は容赦なく厳罰に処する。

第４条　住民の財産権は尊重する。

第５条　軍政期間中、英語をもってすべての目的に使用する公用語とする。……」

本来この布告は、９月３日に戦敗国日本を対象とする布告として作成されたものであったが、南朝鮮を対象に修正も加えずそのまま発表されたのである。このように、当初からアメリカは朝鮮人民を解放された民族としてではなく、戦敗国の国民として扱ったのである。

1946 年、当時ソウルに駐在していたアメリカの記者マーク・ゲインは、「われわれは解放軍ではなかった。われわれは占領するために、朝鮮人民が降伏条項に服従するかどうかを監視するためにやって来たのだ。われわれは上陸したその日から朝鮮人を敵とみなして行動した」と語っている（『ニッポン日記』下　166 ページ）。

これは、アメリカ自身がほんの２ヵ月前に 51 ヵ国の連合国とともに署名した、人間の基本的権利、人間の尊厳と価値、男女平等権、大小各国の平等権への信念を再確認し、人民の平等権と自決権の原則を尊重することを規定した国連憲章を粗暴にも踏みにじったことを示している。

またアメリカはマッカーサーに、「一般命令第１号」に付して、米軍が 38 度線以南地域に至急到着する可能性がない状況下では、南朝

鮮で暫定的に日本の統治機構を従来通り維持せよという極秘文書を下達している。これにしたがってマッカーサーは８月 20 日、戦犯として処分されるべき朝鮮総督の阿部に、朝鮮駐屯日本軍司令官とともに南朝鮮の治安維持に責任をもってあたるよう委任する特別電文命令を送った。

９月８日、ソウルに到着した米第 24 軍団長ホッジと米第７艦隊司令官トーマスは、南朝鮮地域の日本軍の降伏を受理した後も、阿部などＡ級戦犯を拘束しなかった。かえってホッジは「降伏受理式」後の記者会見で、朝鮮総督阿部とその他の日本人を行政維持のため一時的にその職責に残すと発表した。

日本総督府の機能維持に関する発表に、南朝鮮人民は非常に憤激した。狼狽したアメリカは日本の総督政治存続を取り消し、米軍政庁の設置を発表した。総督府の日本人官吏たちは解任され、９月 15 日に米軍将校がそれに入れ替わった。

1945 年 10 月 16 日、米国務省は南朝鮮の米軍政庁に朝鮮人を「顧問」として招聘し、国内問題に関する「諮問」を受けることを決定した。このために米国務省と陸軍省は、在米亡命者のなかからアメリカに忠実だと目される人物を厳選して南朝鮮に送り込んだ。

このように、アメリカは戦敗国の日本では間接支配をおこないながら、解放された朝鮮ではあたかも敵国を相手にするかのような布告を発表し、軍政統治を実施した。

解放直後に米軍政当局が南朝鮮で実施した政策は、朝鮮人民の民族自決権を踏みにじる行為として朝鮮人民から強く糾弾された。南朝鮮人民はもちろん、朝鮮の自主独立を「援助」するというアメリカの「公約」に期待をかけていた者たちまでアメリカに背を向けはじめた。

米軍司令官ホッジも３ヵ月間の軍政実施状況を総括しながら「南朝鮮ではアメリカ人にたいする憤激が高まっている。現在の状況と政策

のもとで、アメリカの朝鮮占領は疑いなく、政治的、経済的にアメリカを泥沼に陥れている。したがって、他の措置をとることなしには極東におけるアメリカの威信にかかわる信用を回復することは不可能である」と述べている（『トルーマン回顧録』２　318 ページ）。

アメリカのある軍事史家は、アメリカのある将軍たちが国連憲章に規定されている基本的人権の尊重、民族自決権の尊重の諸原則に反して朝鮮人民の自由と自決権を粗暴にも踏みにじる布告を連発したことを「恥ずべき行為」とし、これは彼らの「政治的指導力の欠如」によるものであったと慨嘆している（『朝鮮問題』1957 年版　48～49 ページ）。

アメリカはモスクワ３国外相会議の決議が採択され、それにともなう実務的な措置をとる段階を迎えても、故意に障害をつくりだした。アメリカは李承晩をはじめ極右反動分子らに、モスクワ３国外相会議の決議に反対する「反信託」運動を起こさせた。これによって李承晩をはじめ極右勢力は「反信託総動員委員会」を組織し、３国外相会議の決議がモスクワで採択されたこと自体にたいして敵対感を鼓吹する一方、「５ヵ年朝鮮信託統治案」がソ連の主張によって決定されたかのように真相を歪曲して宣伝した。

当時の状況について、オーストラリアの記者バーチェットは次のように書いている。

「南朝鮮ではすべての新聞、多少なりとも大衆に影響力のある各政党、大衆団体、著名な文化人が統一に賛成している。ところが、これらの団体、新聞、個々の人士にはテロが加えられた。暴漢らは新聞社に乱入して編集幹部を殴打し、印刷機を破壊し、統一案を支持する論説を刻した銅板を押収した。彼らは毎回、警察の庇護のもとに行動した。地方では『統一反対』『信託統治反対』を唱えるポスターが随所に貼り出され、その資金や用紙が『米軍政庁』から提供されたと判明

したものも１件や２件にとどまらない」(『これは凶悪な戦争だ』55 ページ)

これがほかならぬ、アメリカの差し金のもとに繰り広げられた李承晩の「反信託運動」であった。

元来、モスクワ 3 国外相会議の決議には「信託統治」という文言はない。決議原文でソ連政府はｏｐｅｋａという単語を使い、それが後見制であることを明白にしている。朝鮮語で後見制という言葉は、他人の世話をするという保護的な概念が強い。しかしアメリカは、李承晩をして決議の英語原文の trusteeship という単語を「信託統治」と翻訳させたのである。「信託統治」は朝鮮語では「支配」という概念が強い。モスクワ３国外相会議決議のロシア語と英語の原文にそれぞれこの単語が用いられたのは、英露辞典ではこの二つの単語が同一の意味となっているからである。ところがアメリカは３国外相会議決議の進歩的な側面はすべて無視し、一つの単語の意味を歪曲、誇張して、それを反共騒動の根拠とした。

そもそも朝鮮の後見問題はアメリカが持ち出したものであり、これには最初から理解しがたい曖昧な内容が盛り込まれていた。

この微妙な問題を解明するには、カイロ会談（1943 年 11 月 22～27 日）にさかのぼって考察する必要がある。

当時、米大統領ルーズベルトの特別補佐官ホプキンズが会談に提出するために作成したアメリカ側の最初の宣言文草案には、朝鮮問題について「われわれは日本が朝鮮を背信的に略取したことを記憶しており、日本の撃滅後、できるだけ早い時期に（at the earliest possible moment）朝鮮は自由な独立国になるべきであるという決議を採択する」と記されていた。ところが 11 月 25 日、「できるだけ早い時期に」（at the earliest possible moment）という内容は「適当な時期に」（at the proper moment）と修正された。その後、この表現は「適

当な手順を踏んで」（in　due course）という内容に修正された（『アメリカの対外関係外交文書　カイロ及びテヘラン会談　1943 年』1961 年版　402～404 ページ）。

これは 11 月 27 日の会談で最終的な宣言内容として合意し、12 月１日に発表された。ここで使われた「in due　course」という英語の表現は、方法を念頭においたものであれば「適当な手順を経て」または「適当な手順を踏んで」と解釈できるし、時間を念頭においたものであれば「適当な時期」または「適切な時期」とも翻訳できるのである。数回にわたって修正されたこの表現は、場合によってはどうにでも解釈できた。

宣言が発表されて３日後の 1943 年 12 月４日、中国にいた朝鮮の民族主義者が駐中米大使館を訪ね、この表現が何を意味するのかと質問するほどだった。しかし米大使館では回答を避け、それを本国に報告しただけであった。

アメリカの一部の政治家たちもこの宣言の曖昧さを認めている。議会議員シェーペルは、「カイロ宣言」の約束はこれまで使われた表現のなかでもっとも曖昧な表現の一つであるとし、それは 200 年という期間をも意味しうると指摘している（『議会記録』第 91 巻　1945年版　6,686 ページ）。

米国務長官コーデル・ハルは回顧録で、「朝鮮に関するカイロ決議は軽率なものであった」とし、「朝鮮人は『適当な手順を踏んで』ではなく、自国が自由になればただちに独立することを望んでいた」と書いている（『コーデル・ハル回顧録』２　1948 年版　1,584 ページ）。

1943 年 12 月３日付『ニューヨーク・タイムズ』も、この決議は必ずしも朝鮮人民の利益に適うものではないと指摘している。

カイロ宣言発表後、ルーズベルトは記者会見で、朝鮮の独立はアメリカの対フィリピン政策と同じ道をたどって実現されるであろうと公

言することによって、「カイロ宣言」の曖昧な表現を彼らの「フィリピンにおける経験」と結びつけた。こうして、「カイロ宣言」の内容と関連して後を引く「適切な手順を踏んで」という曖昧な表現の問題点は徐々に解明されはじめた。

カイロ宣言が発表される前の 1942 年 11 月 15 日、ルーズベルトはラジオ放送で次のように述べている。

「ここ 44 年間のフィリピンの歴史は真の意味で世界の人民と他の弱小民族の未来のモデルとなっている」(『フランクリン・ルーズベルトの公開文書と諸演説　1942 年』1942 年版　473 ページ)

ルーズベルトの言う「フィリピンにおける経験」とはおおよそ次のようなものである。アメリカは 1898 年の米西戦争後、戦争賠償金 2,000 万ドルの代わりに戦敗国スペインから植民地フィリピンを奪って併呑し、軍政を実施した。米軍政当局はフィリピンの独立を要求する愛国者にたいし、「たとえ最後の一人まで死ぬことがあっても、フィリピンの暴徒を鎮圧しなければならない」とした米大統領マッキンリーの命令にしたがい、多数のフィリピン人民を虐殺した。ルソン島だけでも、人口の 2 割に当たる 60 万人が殺害された。1901 年に「軍政」を「総督統治」に変え、その後 34 年にわたり植民地支配を実施したアメリカは 1934 年、「自治」という名のもとに現地の代理人による新植民地支配に変えた。

フィリピンの愛国勢力をすべて排除し、アメリカに忠実な手先によって「政権」をつくりあげた後、フィリピンに「独立」を与えるまでには 40 数年がかかった。

これがまさにアメリカが朝鮮人民に強要しようとした「フィリピンにおける経験」である。

アメリカのある学者は、「『カイロ宣言』の文言とその裏にひそむ意図はいうまでもなく、ルーズベルトのものであった」と指摘している

（カール･バーガー『朝鮮問題』1957 年版　36 ページ)。

このように、朝鮮の後見問題はアメリカによって持ち出されたのであった。

朝鮮の後見問題はヤルタ会談で国際的な合意事項となったが、その内容に立ち入ってはソ米両国がその概念から根本的に認識を異にしていた。

アメリカは後見を被後見地域の住民と領土にたいする後見国の権力とみなしていたが、ソ連はこれを被後見国の自治と自決にたいする援助とみなしていた。

アメリカのこのような立場のため、モスクワ 3 国外相会議の決議後、李承晩の「反信託運動」は朝鮮問題の解決に人為的な障害をつくりだした。

ソ連はこれに強く反発した。

1946 年 1 月 22 日のタス通信は、「アメリカ人は米政府も参加したモスクワ外相会議の決議に反対し、反動的示威行動を展開するよう助長した」と報じた。またスターリンは、1946 年 1 月 23 日、本国への召還に先立って表敬訪問した駐ソ米大使ハリマンに、「昨年の 12 月にモスクワ会議で 4 列強による後見計画を作成したが、在朝鮮米代表が早くもこの合意に違反しているという情報を入手した」として、アメリカ人はソビエト人だけが朝鮮の後見管理に賛成していると言いふらしているとのことだが、実際これはルーズベルトが最初に持ち出したものだ、と指摘した。そして、「後見制は決してアメリカよりソ連政府にとって必要なものではない。もし両国が必要と認めるならば、後見制を廃止することも可能だ」と述べた（A・ハリマン『特使、チャーチル、スターリンとの外交戦』第 2 巻　1985 年　朝鮮語版　619 ページ)。

1 月 26 日、ソ連極東第 1 戦線軍軍事委員スチコフ大将は朝鮮人民

に真実を知らせるため記者会見に臨み、後見期間を 10 年にしようというアメリカの提案と5年に短縮しようというソ連の提案をはじめ、モスクワ会談の過程を公開した。

当時、モスクワ会談での朝鮮問題に関するアメリカ側の提案は次のようなものであった。

① 朝鮮に米ソ両国駐留軍司令官が指導する単一軍事行政府を設け、後見制が樹立されるまで朝鮮を統治する。朝鮮人は単にこの軍事行政統治機構内で、可能な限度内で軍司令官指揮下の行政要員、相談役及び顧問役として採用することができる。

② 後見期間に朝鮮に米ソ英中の4ヵ国代表からなる行政機構を設けて最高総監の管理下に置き、これが朝鮮の立法、行政及び司法権を行使する。このような統治を5年間実施した後、必要であれば 5 年間さらに延長する。

③ 上述した期間内には朝鮮政府樹立の問題は考慮しない（外務省『朝鮮問題参考文献集』付表2『ソ米間の意見対照表』 平壌 1954 年版 1ページ）。

ソ連側はこれに反対し、次のような提案を示した。

① 民主主義的朝鮮臨時政府を樹立し、この臨時政府の参加のもとに朝鮮の統一事業を実現する。

② ソ米英中4ヵ国を朝鮮の後見国とし、後見の目的は朝鮮人民の政治的･経済的及び社会的進歩と朝鮮の民主的発展と独立国家樹立に必要な援助策を速やかに講ずることにある。

③ 後見案を制定する際には必ず、朝鮮臨時政府及び朝鮮の民主的政党、大衆団体が参加しなければならない。

④ 4ヵ国の後見は必ず朝鮮臨時政府及びその所属機関を通じて実現されなければならない（同上）。

これは「反信託」をあおり立てていた米軍政にとって大きな打撃で

あった。

こうなるとホッジは、スチコフの声明が朝鮮人に、アメリカが彼らを「売り渡した」と悟らせる恐れがあり、これによってアメリカは極めて不利な立場に追い込まれたという書簡を国務省へ送り、アメリカの面目を保つため、自分を解任することにも同意するという書簡をマッカーサーに送った（米陸軍省『朝鮮における米軍の歴史』89〜92ページ）。

モスクワ3国外相会議の決議によってソ米共同委員会が組織された後、アメリカはこの委員会の活動を各方面から妨害した。

1946年1月16日から2月5日にかけて、ソウルでは朝鮮駐留ソ米両国軍司令部の代表会議が開かれた。

会議ではモスクワ3国外相会議の決議どおりソ米共同委員会を組織し、1ヵ月以内にこの機構が活動を開始することを決めた。

しかし、1946年3月20日、ソウルで開かれたソ米共同委員会の初の会議から双方の意見は根本的に対立した。

ソ米共同委員会は、まず朝鮮の諸政党、大衆団体との協議を通じて朝鮮臨時政府の憲章と政綱を作成し、朝鮮臨時政府を組織する課題を遂行しなければならなかった。

アメリカ側は最初、朝鮮人による「協議委員会」を設け、それに朝鮮国の臨時憲法を制定する権限を付与するという案を提出した。

この提案は、朝鮮臨時政府を親米勢力で構成し、全朝鮮にたいする彼らの支配を実現しようとするものであった。

ソ米共同委員会の開催に先立ってホッジに出された米統合参謀本部の指令には、共産主義者は「朝鮮人民の代表となり得ず、したがってそういうグループは受け入れられない」と指摘されていた（『朝鮮における米軍の歴史』145ページ）。

アメリカ側のこのような立場により、ソ米共同委員会は長期間、議

論の空転をつづけるばかりであった。結局、会議開催後 48 日目の5月８日に、ソ米共同委員会は中断されてしまった。

第１回ソ米共同委員会の活動が中断された後、アメリカは新たな対策を模索した。

ホッジは、南朝鮮に単独政府を樹立して政権を委譲してくれることを望む李承晩が、大衆から排撃されている事実を無視することはできなかった。そこで彼は、李承晩に依拠することはできないということを本国に報告した。

ホッジの報告にもとづいて 1946 年５月 22 日、ワシントンでは国務長官バーンズ、陸軍長官ジェファーソン、海軍長官代理の海軍次官補ソリバン、それに国務省の被占領地域問題担当次官補ハルドリンの参加のもとに朝鮮問題を討議する「３省会議」が開かれた。会議で討議された問題は６月６日、米国務省によって陸軍省、海軍省の同意を得た後、マッカーサー司令部など関係部署に示達された。

一方、米大統領は国務長官バーンズを解任し、後任としてマーシャルを任命した。

マーシャルは、1947 年初めから対朝鮮政策を検討しはじめ、国務省と陸軍省の両長官主導下に高位特別委員会を設けた。

この高位特別委員会は、ソ米共同委員会がアメリカの思惑どおりに運営されなければ、今後南朝鮮のみに単独「政府」を樹立することを決定した。

1947 年４月８日、マーシャルはモスクワでモロトフに、1947 年下半期内に両政府がソ米共同委員会で討議する内容審議のための日程を定めることを提案した。これにたいしモロトフは、５月 20 日にソウルでソ米共同委員会を再開し、７月と８月の２ヵ月内に「臨時朝鮮政府」を樹立するための完備された提案を両国政府の審議に付することを提起した。

その後、５月２日と７日、モロトフとマーシャルは書簡の交換を通じて共同委員会の再開に合意した。

これについてアメリカの雑誌『ライフ』1947 年６月号は、次のように報じている。

「1947 年５月に朝鮮問題に関する交渉を再開することに合意したが、それは、アメリカが自己の目的が達成されるまでは朝鮮占領をつづけるという、より確定的な新政策を策定した以後のことであった」

ソ米共同委員会は中断されて１年と１１日が過ぎた 1947 年５月 21 日、ソウルで再開された。これは第２次ソ米共同委員会と呼ばれている。

６月 11 日と 12 日の会議では「朝鮮民主主義臨時政府の構成と組織原則に関するアンケート」と「朝鮮民主主義臨時政府の政綱に関するアンケート」の内容、それに「南北朝鮮民主諸政党・大衆団体との協議に関する規定」が採択された。アンケートは即時、全朝鮮の民主諸政党・大衆団体に伝達された。

しかし、このアンケートが南北朝鮮の諸政党・大衆団体に伝達され、合同協議がおこなわれると、アメリカは南朝鮮単独「政府」樹立の計画を推進しはじめた。

このような事態に対処して、南朝鮮の多くの愛国人士がそれぞれの勢力を率いて南北協商の道に進みはじめると、「単独選挙」を提唱する勢力は南朝鮮では孤立している李承晩寄りだけとなった。

このような状況下において、国際法上の当事者の一員としてソ米共同委員会の活動にひきつづき誠実に参加するか、それとも「単独選挙」を強行するかという二者択一を迫られたアメリカは、再び李承晩を抱き込んでその勢力を利用する道を選んだ。

李承晩はアメリカのシナリオにしたがい、形式的にではあれ禁止されていた「反信託運動」を再び繰り広げた。こうしてソ米共同委員会の活動は停滞状態に陥り、協商は再び政府級の交渉に移された。一方、

アメリカは最後の手段として､朝鮮問題を国連に持ち込むことにした。

1947 年９月８日、ホッジの政治顧問であるＪ・コムスが国務長官宛に送った次のような電文がそれをよく示唆している。

「やがて米国民と議会は、左翼勢力がわれわれを追放しようとし、また右翼勢力が彼らの一方的な要求を拒むことになれば、われわれがもっとも苦しい立場に追い込まれることを知るようになるであろう。こうなればアメリカは、望もうと望むまいと朝鮮を放棄することになる。もし４ヵ国会談や国連における新しい対案の策定といった……対応策を講じなければ、おのずと左右両方から蹴られる苦境に陥るであろう」

1947 年８月 26 日、米国務次官ロバートは、モスクワ決議に賛成した４ヵ国による朝鮮問題に関する４ヵ国会議を９月８日にワシントンで開くことを提案する書簡をモロトフに送り、ソ連を招請した。同時にこの会議に提起する「朝鮮問題」に関するアメリカ側の案を同封した。

アメリカの「提案」は、朝鮮の各地帯（北と南）の完全な臨時立法代表者会議を組織するために選挙を実施し、それを通じて両地帯の住民数に比例する数の代表を選出して臨時全国立法会議を組織し、その会議をソウルで開催し、そこで統一朝鮮臨時政府を樹立し、モスクワ決議に賛成した４ヵ国がこの政府と討議して臨時憲法を制定するというものであった。そして、この全過程を国連に監視させることを提起した。

アメリカは、国連監視下での人口比例制による選挙で親米勢力の優勢を確保できると判断した。当時、有権者は北朝鮮に 450 万人、南朝鮮に 950 万人いた。

同時に、ソ米共同委員会に代わる４ヵ国協商案を提起して、イギリスと国民党中国の「投票機械」を利用しようとしたのである。

ソ連は 1947 年９月４日、アメリカに送った書簡で、全朝鮮的な単

一権力機関を設けるのでなく南北朝鮮に別々の臨時立法会議を設けるのは朝鮮の分裂を助長することになるとし、すでに提案していた臨時朝鮮人民会議の創設にアメリカが同意するよう求めた。

こうなると、アメリカは計画どおり極端な行動に出た。

9 月 17 日、アメリカはソ連に送った書簡で、「米政府の意向は朝鮮の独立問題を次回の国連総会に委託することである」とし、ソ米共同委員会の機能を停止させた。

10 月 18 日、アメリカはソ米共同委員会の休会を正式に提議した。ソ連は 10 月 20 日に声明を発表し、ソウルから自国の代表団を引き揚げた。

こうして、ソ米共同委員会は朝鮮問題のもっとも初歩的な課題さえ解決できないまま、1 年 7 ヵ月目に完全に破綻してしまった。

アメリカはソ米共同委員会の活動を完全に破綻させ、計画どおり朝鮮問題を国連に持ち込んだ。

1947 年 9 月 17 日、米国務長官マーシャルは、第 2 回国連総会で、朝鮮の独立が 2 年余にわたって遅延した責任をソ連に転嫁する演説をおこない、「朝鮮問題」を国連で討議すべきだとする決議案を提出した。そして国連でのみ「朝鮮人の独立にたいする緊急かつ正当な要求」を解決することができるとし、総会は朝鮮問題の議事上程を承認すべきだと強弁した。

総会に参加したソ連代表団団長は、マーシャルの発言に反駁し、朝鮮問題は戦争の直接の所産であるため、国連は憲章の要求に照らしてこの問題と関連するいかなる措置も講じる機能を持っていない、と言明した。そして朝鮮問題に関する国際協約は、すでに 1945 年 12 月にモスクワで成立していると主張し、「朝鮮問題のような戦後調整問題は国際協約が存在する以上、国連総会の審議の対象にはならない」と指摘した。

しかし、それから6日後の9月23日、国連は朝鮮問題を総会の議案に含めるという決議案を採択し、それを第1委員会の審議にゆだねた。

国連での朝鮮問題討議はこのようにしてはじまったのである。

これによって朝鮮問題に関する国際公約は完全に無効となり、朝鮮人民は統一か分裂かという歴史の時点に立たされることになった。

他人に抑圧されるのを望む者がいないように、他民族に従属させられるのを望む民族はない。したがって、外部勢力によって民族の尊厳が踏みにじられることはいかなる民族も許そうとはしない。これは人間本来の必然的要求であり、何をもってしても否定することのできない歴史の真理である。

アメリカによる朝鮮問題の国連への議事上程は、自主独立国家を樹立しようとする朝鮮人民の前途に障害をつくりだし、国連舞台に「朝鮮問題」という複雑かつ緊迫した問題をもたらすプレリュードとなった。

朝鮮の分断

朝鮮問題は侵略戦争に参加して敗戦した国にたいする戦後処理問題とは根本的に性格の異なる問題である。

戦争で敗戦した国の問題が新たな世界大戦の根源をなくす問題として提起されるのであれば、朝鮮は侵略戦争に参加した国ではなく、まして戦敗国でもない以上、日本の軍事的占領から解放されれば当然、自主独立国家の権利が保障されるべきであった。

朝鮮にたいする戦後処理問題においては、いかなる微妙かつ不明確な点もなかった。したがって、すべての人は朝鮮が解放されれば、すぐ独立するものとばかり思っていた。

ヤルタ会談ではスターリンも、アメリカの「後見制案」にたいし、朝鮮民族が自ら満足のいく政府を樹立することができるなら、必ずし

も後見統治を実施する必要はないとし、朝鮮における長年の日本の軍事的占領統治の完全な清算と独立国家への急速な復興を無条件に支持することを提議した。これは付帯条件のない独立を意味するものであった。

事実、朝鮮人民は自力で新しい朝鮮を建設していく十分な能力をもっていた。

これは 1947 年 11 月 4 日、フィリピン代表のロムラが国連総会で「外部勢力の干渉がなければ、自由な雰囲気のなかで自国の問題を解決できる朝鮮人民の能力を信じる」と発言したことでもよく分かる。アメリカのある歴史家も「朝鮮人は日本が降伏した直後の数週間のうちに指揮能力があることを示した」(『朝鮮での米軍政』234 ページ)と述べている。

しかしアメリカは、最初から朝鮮の独立を望まず、全朝鮮の支配を極東政策の要とみなしていたのである。

1946 年 5 月から 6 月にかけて、朝鮮の実態を調査するため派遣された米大統領の賠償問題特使エドウィン・ポーレイが 6 月 22 日にトルーマンに提出した「朝鮮の情勢に関する見解、結論及び勧告」という報告には次のように書かれている。

「率直に言って、……朝鮮はアジアにおけるアメリカの成否がかかっている思想上の戦場である。言いかえれば、敗亡した封建主義に挑戦して民主主義が成立するか、さもなければ共産主義が優勢になるかを試す場になると考える」(『トルーマン回顧録』1　1955 年版　224 ページ)

ポーレイのこの「勧告」は、大統領トルーマンによってアメリカの政策として取り入れられた。それは 1970 年初めに公開された秘密外交文書によっても立証された。それによるとトルーマンは 1946 年に朝鮮を「アジアにおけるアメリカのすべての成否がかかっているかも

知れない理念上の戦場」だとし、その「課題の遂行に十分な期間、朝鮮にとどまり、この課題の遂行に適切な要員と十分な資金を確保することを要求」した（『アメリカの対外関係』1946年　極東）。

1947 年、米大統領の特使として南朝鮮を視察したウェドマイアーも９月 19 日、トルーマンに提出した特別報告書で、米ソ共同委員会が失敗したとみなすなら、朝鮮問題を４大国会談で解決すべきだ、４大国会談が失敗した場合は国連総会で解決すべきだ、それも失敗に終われば、アメリカが単独ででも朝鮮の将来を決定すべきだとし、いかなる場合であれ朝鮮を放棄してはならない、という見解を示した。

アメリカはこれにともなう実践行動に移り、国連はアメリカの計画どおり朝鮮問題を一方的に討議にかけた。

朝鮮の分断が目前に迫った重大な局面に際し、1947年９月 26 日、ソ連はソウルで、1948年初めに朝鮮からソ米両軍を同時に撤退させ、朝鮮問題は朝鮮人民自身に解決させるべきだという声明を発表した。

声明には、「……朝鮮は人民の支持を受ける自らの政府を持つとき、朝鮮地域からソ米両国の軍隊が撤退するときにのみ、自主独立国家になれる。……もし米代表団が 1948 年初めにすべての外国軍隊を撤退させるという提案に賛同すれば、ソ連軍は米軍と同時に朝鮮から撤退する準備を整えるであろうということをソ連代表団は声明するものである」と指摘されていた。

しかしアメリカは、軍隊の撤退は朝鮮問題の一側面をなすに過ぎないとして拒絶した。

アメリカの計画は、ただ朝鮮問題を国連に持ち込み、国連の「投票機械」を利用する方法でその目的を実現しようとするものであった。さらに 1947 年７月からはじまった中国人民解放軍の全面的な反撃によって蒋介石国民党政府が崩壊に直面することで、アジア大陸におけるアメリカの政治的・軍事的基盤がなくなる危機にさらされるように

なった状況は、朝鮮半島にたいするアメリカの戦略的利害をいっそう募らせた。

これについて、アメリカのある出版物は次のように書いている。

「第２次大戦終了後、14 万の蒋介石軍が南部中国および西部中国から、北部中国と、満州に大挙移動し、また５万の米軍部隊が北部中国へおくられたにもかかわらず、アメリカは満州に基地を獲得することに失敗した。北朝鮮地域は、満州基地の代用か、あるいはそれに直接通ずる大通りとなることができた」(『朝鮮戦争は誰が起したか』日本語版　121 ページ)

アメリカが朝鮮問題を国連に持ち込んだのは、それなりの目的があってのことである。

第２次世界大戦の過程で「６大強国」に含まれていたドイツ、イタリア、日本が敗退し、フランスも国力が著しく弱体化し、「日が沈まない国」と自称していた「大英帝国」もやはり世界の多くの植民地国から退くか、ヨーロッパとアジア諸国でのかつての地位も次第にアメリカに譲らざるを得なくなった。イギリスとフランスは戦争で大きな被害をこうむったため、戦勝国としての威信はおろか、かつての地位さえ回復できなかった。戦争によって基盤を強化することができたのはアメリカだけだった。アメリカは、戦争で本土が被害をこうむらなかった有利な条件を利用し、国内で生産を急増して莫大な戦時超過利潤を得た。また、「同盟国」にたいする「援助」と兵器供与によって数百億ドルの利潤を得、戦後には債権の補償と賠償金を受けて莫大な利益を手にした。

こうして 1948 年のアメリカの金保有高は資本主義世界の金保有高の３分の２（約 280 億ドルに相当）を占め、工業生産においても資本主義世界の工業総生産高の 53.４％を占めるまでになった。

アメリカは軍事分野においても、1945 年 7 月に原子爆弾の開発に成

功することによって「原爆の秘密を独占」した。平時にもアメリカは100余万の陸軍と40万以上の空軍、50万以上の海軍を維持した。

こうしてアメリカは、競争相手であったイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、日本を抑えて政治、経済、軍事の各分野で圧倒的優位を占め、これらの国にたいする支配権をさらに強めることになった。戦勝国であるイギリス、フランスは自国の以前の地位を回復するためアメリカのドルに依存せざるを得なくなり、戦敗国であるドイツ、日本の場合は言うに及ばなかった。

とくに国連の創設とともに、その機関の運営において米政府が果たした役割は、国連でのアメリカの地位を一段と高めた。

国連の創設にともなって国連本部と主要補助機関が米本土に設けられ、国連分担金においても米政府の拠出は世界の大国の中でトップを占めていた。

アメリカは、国連の専門機関である「国際通貨基金」と「国際復興開発銀行」に多くの資金を投資することによって特権を行使することができた。

これについて、アメリカの『ビジネス・ウィーク』(1949年10月22日付)は次のように書いている。

「国連はアメリカの面目を施している。……根本的に国連はアメリカの機関である。アメリカが国連を創設したのである。その成果の裏にはアメリカ人技術者の努力がひそんでいる。……おそらく、もっとも重要なのは国連本部が米本土にあるということであろう。……アメリカは支払っただけの代価を手に入れることである」

こうした現実は、帝国主義勢力がそれぞれ勢力争いをしていた従来のシステムとは異なり、アメリカを中心にして再編成されるようにし、多くの追随国がアメリカのドルの「援助」と原爆の「保護」に頼らざるを得なくした。

これは、アメリカが国連において多数派を形成できる有利な条件となり、国連憲章に規定された多数決制の原則において著しい優勢を確保できるようにした。

米大統領トルーマンが第2回国連総会の時から「アメリカはすなわち国連であり、われわれがすることはすなわち国連の決定である」(『アメリカと朝鮮戦争』265 ページ)と言ったのは、当時の国連が上程された問題の性格によってその立場を示すのではなく、米代表の操作によって「自国の立場」を表明する場であったことを示している。

ブルジョア政治家でさえ、当時の国連の議題討議の過程について、「機械的な投票機」の運動だと嘲笑した。

アメリカによって不法に上程された国連総会での朝鮮問題討議は、当初からこうした状況のもとでおこなわれたのである。

1947 年 10 月 17 日、国連駐在米代表オースチンは、国連総会第 1 委員会に自国の決議案「朝鮮独立問題」を提出した。この決議案は、「国連朝鮮臨時委員団」なる機構を組織し、その監視のもとに朝鮮の南北全地域で人口比例制による選挙を実施し、朝鮮政府を構成するというものであった。

ソ連は、アメリカが国連に朝鮮問題を持ち込んだ以上、それにたいする自己の立場を明らかにせざるを得なかった。

10 月 28 日、国連駐在ソ連代表は、「総会に提起された朝鮮問題は本来、朝鮮人民自身の問題であり、彼らの自由と独立に関することであり、またこの問題はその本国の住民代表が討議に参加することなしには正しく、そして公正には解決できないことを認め、第 1 委員会は北朝鮮と南朝鮮から選挙された朝鮮人民の代表を本問題の討議に参加するよう招請」すべき決議案を提出した。そしてこの要求が実行されなければ、ソ連はこの問題の討議に参加しないであろうと言明した。

一般的に国際機構及び国際会議で討議される問題は、任意の国及び

民族の運命にかかわる問題が提起される場合、当該民族の代表を招請して意思を聴取するのが国際的慣例であり、決定される問題の客観性と合法性を保障する基礎となる。

しかしアメリカは、朝鮮代表を招請するというソ連案の通過を妨げ、10 月 29 日の第 1 委員会にソ連の決議案にたいする「修正案」を提出した。アメリカはその修正案で、「朝鮮代表が朝鮮人民によって事実上適切に選ばれること……を保障するため、全朝鮮を通じて視察、監視し協議する職権を有して朝鮮に駐在する国連朝鮮臨時委員団を遅滞なく設置すること」とした(『朝鮮問題に関する国連決議案集　1947～1957』15 ページ)。

アメリカの「修正案」はつまるところ、朝鮮にたいする内政干渉の道具である「国連朝鮮臨時委員団」を一日も早く設置するところに目的があった。

これにたいし一部の国連加盟国も疑問をさしはさんだ。フランス代表は「委員団の監視下で代表を選出するのは、彼らの意見の聴取を遅延させることになる」とし、ニュージーランド代表は「アメリカの修正案が、真にソ連案にたいする修正案になるのか疑わしい。たとえ、これが修正案の一つの形式をおびているとしても、それは当初のアメリカの決議案を下敷きにした一つの本質的提案の繰り返しに過ぎない」と主張した（『朝鮮問題の不法討議に関する国連公式記録』第 1 分冊　17、25、31 ページ)。

にもかかわらず米代表は、10 月 30 日の会議でその「修正案」は「全的に正しいため、撤回するつもりはない」とし、票決に付するよう強要した。

11 月 14 日、アメリカは「国連監視下の選挙」案を強引に通過させた。

アメリカは、「国連監視下の選挙」のために、朝鮮に駐在する「国連朝鮮臨時委員団」を組織し、それをオーストラリア、国民党中国、

カナダ、エルサルバドル、フランス、インド、フィリピン、シリア、ウクライナの代表で構成することを提起した。これにたいしウクライナは即座に、「国連朝鮮臨時委員団」が朝鮮にたいする内政干渉の道具になることが明白になった状況下で、それに加わることはできないばかりか、機構そのものを認めないという声明を発表した。

ソ連も国連で「朝鮮問題」を討議すること自体を不法とし、アメリカの「朝鮮独立問題」の決議案の票決に参加せず、「国連朝鮮臨時委員団」そのものの存在も認めなかった。そのためソ連は、国連事務総長が国連駐在のソ連代表を通じて提起した、朝鮮駐留ソ連軍代表チスチャコフにたいする 「国連朝鮮臨時委員団」の表敬訪問の申し入れを拒絶した。

このように第２回国連総会は、朝鮮問題に関するいかなる客観的資料調査もなしに、また当事者の見解をひとまず聴取することもなく、米代表団団長ダレスの主宰下にその代表が提出した資料にもとづいて朝鮮問題を「決定」した。

北と南の全人民は、朝鮮にたいする「国連朝鮮臨時委員団」の介入を内政干渉とみなして断固排撃した。とくに北朝鮮人民の強力な抗議によって「国連朝鮮臨時委員団」は北朝鮮に足を踏み入れることができなかった。

南朝鮮人民も、「国連朝鮮臨時委員団」が南朝鮮にきた当初から大衆的闘争を展開した。1948 年 1 月 9 日、南朝鮮の「京城電気会社」の労働者のストライキにつづき、ソウル市内の各工場で闘争が展開された。

また南朝鮮の各大衆団体は、「国連の決議は朝鮮問題の解決を遅延させ、朝鮮人民が断固反対する国土分断、民族分裂、撤兵遅延、従属化をもたらすのみである」「われわれは、全朝鮮人民とともにこの地をあらゆる帝国主義の侵略から決死の覚悟で守るであろうし、南北が

統一された自主独立を勝ちとるまでたたかう」との声明を発表して、闘争の決意を表明した（『独立新報』1948 年 1 月 30 日）。

外部勢力の干渉を退け、朝鮮の統一を達成するための南朝鮮人民の闘争は、２月７日に南朝鮮の全地域で各階層の参加する大衆的反米救国抗争へと拡大した。彼らは「朝鮮の分割と侵略計画を実施する『国連朝鮮委員団』に反対する」「祖国統一民族政府の樹立はわれわれ朝鮮人民に任せろ」というスローガンをかかげてたたかった。

激しく展開された朝鮮人民の闘争によって、「国連朝鮮臨時委員団」の内部でも動揺と不安が広がった。

1948 年２月４日、「委員団」のシリア代表は、現政治情勢下での「自由選挙」は不可能であり、かりに選挙をおこなうとしても国連憲章とは矛盾するとし、エルサルバドル代表は「委員団はその目的達成が不可能になった状況に照らし、活動を中止しなければならない」と主張した。このような非難は、オーストラリア、カナダ代表のあいだでも起こった（『朝鮮問題の不法討議に関する国連公式記録』第 1 分冊 101 ページ）。

こうした事態のもとでアメリカは、南朝鮮だけでも単独選挙をおこなうことを決定し、これを国連の「決議」という表看板をつけて合理化しようとした。

これにたいしワシントンの通信は「アメリカの計画は、国連の委員会及び総会で南朝鮮新政府の承認を取りつけることである」と報じた（『サンフランシスコ･クロニクル』1948 年５月 29 日）。

しかし、国連安全保障理事会では、常任理事国のソ連の拒否権の行使によってその目的は達成できなかった。

こうなるとアメリカは、「国連小総会」を利用して「朝鮮問題」を討議させ、なんの表決権もないこの機関で自国に有利な「決議」を採択しようとした。第２回国連総会の期間にアメリカは、「投票機械」

を発動して「小総会」を構成し、総会と総会の間に存続させた。

アメリカは、「国連朝鮮臨時委員団」の団長メノン（インド人）に、朝鮮の現情勢下では国連監視下での全国的な「選挙」は不可能であるため、それを解決する方策についての「協議」及び「勧告」を要請することを「国連小総会」に提起させた。

これにしたがってメノンは、1948 年２月 11 日、朝鮮で「直面した難関」に関する「意見書」なるものを「国連小総会」に提出した。

米国務長官マーシャルは２月 19 日、「国連小総会」を召集し、「国連朝鮮臨時委員団」による「全朝鮮選挙の監視が不可能であれば、委員団が接触できる範囲の朝鮮内の地域」においてだけでも単独「選挙」を実施して政府を樹立すべきだとする「決議案」を示し、これに賛成することを各国代表に要求した。これは朝鮮の分断を意味した。

そのため「国連小総会」に参加した各国代表の中から反対意見が提起された。スウェーデン代表は、朝鮮情勢についての客観的資料がなく、「国連小総会」が朝鮮問題を討議することに賛成できないとした。ノルウェー代表は、「国連小総会」がアメリカの決議案を採択することは、国連総会がこの機関に与えた権限を悪用するものだと指摘した。カナダ代表は「南朝鮮人民の大多数がアメリカの計画を支持したとは確信しがたい」とし、オーストラリア、エジプト、ブラジルなどの各国代表からも異論が提起された。そのため会議は６回も繰り返された。

しかし、アメリカは「投票機械」を発動して 1948 年２月 26 日にこの「決議案」を通過させた。

こうした当時の状況についてアメリカのある記者は、この単独選挙は、国連内では国民党中国のみが強力に支持し、朝鮮では李承晩にしたがう右翼勢力のみが主張している、と書いている(『今日の朝鮮』 ハーバード大学　1950 年版　227 ページ)。

「国連小総会」で不法に可決された決議には、次のように記されて

いる。

「……小総会の意見として、国連総会決議項目にしたがって、国連臨時委員団が入りうる朝鮮の地域内で総会が採択した計画を履行することが、委員団に課された任務であることを決議する」(『国連年鑑1947～1948』　1949 年版　284 ページ)

「国連小総会」で採択された「決議」は、朝鮮に民族分裂という重大な局面をもたらした。

1948 年２月 20 日、北朝鮮民主主義民族統一戦線中央委員会第 24 回会議は、全朝鮮同胞へのアピールを発表した。

アピールは、ソ米両軍が朝鮮に進駐した後の２年半の間におこなった全般的な活動内容を公開し、モスクワ３国外相会議決議の履行とソ米共同委員会の活動を破綻させ、朝鮮の分断を画策してきたアメリカの行為を暴露した。

アピールは、民主的諸政党・団体が地下に入り、民族主義者にたいする検挙、投獄と拷問、虐殺が強行されている南朝鮮でどのような選挙がおこなわれるかは明らかであるとし、「外国軍隊の撤退後に全朝鮮にわたる総選挙を要求しよう。秘密投票による一般、直接、平等の選挙原則にもとづく人民会議の全朝鮮にわたる選挙の実施を主張しよう。こうして選挙された人民会議は憲法を承認し、民主主義政府を樹立するであろう」と指摘した。

北朝鮮の諸政党・大衆団体は３月 25 日に、南朝鮮の諸政党・大衆団体に単独選挙反対を呼びかける檄文を送った。

アメリカによって分断の危機が深まった情勢のもとで、南朝鮮の金九、金奎植などの民族主義者は、民族の分裂を防ぐために南北朝鮮統一政府路線を支持し、単独選挙をあおるアメリカと李承晩一派と決別して北南政治協商に応じた。

金九は、「国連は韓国の国内問題に干渉する権利のない外部機関」

であると主張して、国連監視下の選挙に反対し、金奎植もこの選挙が国の永久分断を意味するものとして反対した。

金日成将軍の提唱により、1948 年４月 19 日から 23 日にかけて平壌で、解放後初めて南北朝鮮 16 の政党、40 の大衆団体代表による連席会議が開かれた。この会議では、単独選挙反対、外国軍隊の撤退、統一的民主主義国家建設に関する決議が採択され､檄文が発表された。さらに北南朝鮮の諸政党・大衆団体代表は４月 30 日に平壌で共同声明を発表した。

しかし、アメリカは朝鮮人民の意思を無視して５月 10 日に南朝鮮で単独選挙を強行した。

当時のアメリカ政府のある長官は、「南朝鮮で選挙を実施する前に米軍政は必ず、ザールでの国民投票経験を詳細に研究」して適用しなければならないと述べている（『朝鮮問題の不法討議に関する国連公式記録』第１分冊　198 ページ)。

アメリカは、選挙に先立って、南朝鮮全域に弾圧網をはりめぐらせた。

南朝鮮の釜山、仁川などの主要港には軍艦が配備され、大型爆撃機、偵察機が動員された。「投票場」や警察署の周囲にはバリケートが築かれ、裏通りのあちこちには武装警察とテロ団が配置された。

ＵＰ通信は、南朝鮮駐留の米軍だけでも「選挙」前後の「２週間のあいだに50％近く増員された」（1948年５月30日）と報道し、『京郷新聞』も「戒厳令下の都市のような雰囲気であった」（1948 年５月 12 日）と報じている。

一方アメリカは、南朝鮮の愛国者と住民にたいするテロと虐殺をあえてした。1948 年２月７日から６月６日までの検挙件数だけでも 8,293 件にのぼり、被殺害者、負傷者は「国連朝鮮臨時委員団」が作成した文書（Ａ―ＡＣ19　―Ｗ39）に記されたものだけでもそれぞ

れ 417 名と 768 名にのぼっている（『朝鮮問題の不法討議に関する国連公式記録』第１分冊　117 ページ）。

「選挙」当日の５月 10 日、南朝鮮の各地では白昼に暴力による詐欺とペテン選挙が実施された。

米軍と警察は、銃剣と棍棒をかざして住民を「投票場」に駆り立て、それに応じない者には暴力をふるい、発砲までした。

さらに、「国連朝鮮臨時委員団」の監視グループに公正な「選挙」がおこなわれたことを「保証」させるために準備した「選挙区」においてさえも暴力行為が横行した。住民は、警察とテロ団の威嚇により「投票場」でボディー･チェックされた後、「監視員」の見守るなかで投票した。そして投票の際に「不遜な態度」を示したりボイコットした場合にはその場で殴打されたり殺害されたりした。こうしたことから、「選挙」を調査した「委員団」のある代表は「南朝鮮には自由選挙に望ましい空気はまったくなかった」と告白せざるを得なかった（『国連と朝鮮の平和統一』104 ページ）。

1948 年５月 12 日付のＡＰ通信は、５月 10 日の１日だけで 500 名が殺害されたと報じている。これについてオーストラリアの記者バーチェットは「なかには投票をボイコットしたため、または投票場の騒動で命を失った者がいる」と書いている（『これは凶悪な戦争だ』74 ページ）。

南朝鮮人民は、亡国的「５・ 10 単独選挙」に反対して全民族的闘争を繰り広げた。

100 万人の南朝鮮労働者は５月８日から「単独選挙」に反対するゼネストに突入し、「選挙」当日には、労働者、農民、事務員、学生をはじめ南朝鮮の各階層の人民がデモ、暴動、同盟休校、選挙ボイコットなどさまざまな闘争を展開して「選挙」を排撃した。

彼らは、「単独選挙、単独政府に反対する！」「『国連朝鮮委員団』

は帰れ！」などのスローガンを叫びながらデモやゼネストを展開し、46ヵ所の「投票場」と数百ヵ所の「選挙事務所」、73ヵ所の警察署を破壊した。

済州島（チェジュ）では、三つの「選挙区」のうち、二つの「選挙区」で投票がおこなえず、一つの「選挙区」では、有権者の大多数が投票を拒否した。

大邱（テグ）、咸安（ハムアン）では、有権者の80～90％が「投票場」に行かなかった。

「5・10単独選挙」は事実上、破綻したにひとしかった。

しかし、アメリカは「選挙」の結果をでっちあげ、7月 20 日に李承晩を「大統領」の座につけ、8月 15 日には南朝鮮で「大韓民国」の樹立を宣言させて、米軍政からの「政権委譲」劇を演じた。

また、南朝鮮に「樹立された朝鮮政府を1947年11月14日の国連総会決議の構想による朝鮮政府として認める」という声明を発表した。

1945年にアメリカによって引かれた北緯38度線は、日本軍の武装解除分担線から国土分断線に変わった。

北朝鮮では、国と民族の分裂という危機に対処して1948年6月29日に、平壌で再び南北朝鮮政党・大衆団体指導者協議会が招集され、南北朝鮮での総選挙を実施することを決定した。

こうして8月 25 日に総選挙がおこなわれ、9月9日に朝鮮民主主義人民共和国が創建された。

朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮半島全域のすべての有権者によって選挙された唯一の合法的統一政府であった。

しかし、アメリカは、1948 年 12 月にパリで開かれた第3回国連総会に再び朝鮮問題を上程し、国連駐在南朝鮮「代表」に、南北朝鮮人民の総選挙は国連の「監視」なしでおこなわれたと非難して朝鮮民主主義人民共和国の創建を否認させた。同時に、南朝鮮でおこなわれた「選挙」とその結果は「安定した情勢のもとで表現された国民の意思の反映」であるとして、南朝鮮傀儡政権を合法化させようとした。

これに便乗して国民党中国代表は、「国連朝鮮臨時委員団」の「報告」を提出した。

報告には第１に、「国連朝鮮臨時委員団の監視」のもとに南朝鮮で「選挙が実施され、国会と政府が構成」されたのは「南韓国民の自由意思の真の表われ」であり、第２に、「アメリカ占領軍はそれに政府及び行政機能を漸次移管」したが、「その政府にたいする韓国人の支持は、それをして自己の任務を遂行させるに足るものであるというのが臨時委員団の意見」であり、第３に、「委員団」は総会の要求があれば、今後も「未解決問題の解決のためにいつでもその機関（国連）を援助する用意がある」と記されている（『朝鮮問題の不法討議に関する国連公式記録』第１分冊　159 ページ）。

アメリカ代表ダレスは、12 月６日、オーストラリア、国民党中国の提出した「共同決議案」が朝鮮問題に関する国連の「路線」であり、国連の「一歩前進した措置」であるとし、「国連は必ず、その監視下でおこなったことに関して合法的証拠を提供すべきである。『大韓民国政府』には、国内外におけるその威信と権威を維持するためにこうした証拠が必要である。言うまでもなく、国連がなんらかの方法で、自己の創造的な計画によって生じる結果を否認するのは、想像もできないことである」と述べている（『アメリカの対外関係文献』第 10 巻　174 ページ）。

オーストラリアと国民党中国が提出した「共同決議案」は、「臨時委員団の報告の諸結論を承認」（第１条）し、南朝鮮「政府」は「その統制権と管轄権を有効に行使している合法的政府」（第２条）であるため、国連加盟国は南朝鮮「政府」を「損ねるいかなる行動をもひかえ」（第８条）、それと「政府」級の「関係を樹立」（第９条）しなければならない、というものになっている（『朝鮮問題に関する国連決議案集　1947～1957』41 ページ）。

「共同決議案」は、会議に参加した各国代表から排撃された。
12 月 7 日と 8 日の第 1 委員会で発言したポーランド、チェコスロバキア、ソ連などの代表は、アメリカによって南朝鮮でおこなわれた「国連監視下の選挙」と南朝鮮「政府」の非合法性を具体的な資料をあげて暴露した。ビルマ（現在のミャンマー）代表は、「共同決議案」の第 2 条が朝鮮の永久分断を認めるものであるとして棄権を表明し、オランダ代表は、南朝鮮傀儡政府を「大韓民国政府」と呼ぶのは不当であると指摘した。インド代表も、「決議案」の第 2 条は国連を愚弄するものであるため、同意を留保すると宣言した。
アメリカは、追随諸国の代表に第 1 委員会での朝鮮問題討議を 8 日の午前中に終えるよう提案させ、それを強引に通過させた。
南朝鮮人民は、朝鮮の分断固定をもくろむアメリカと李承晩「政権」に反対する闘争に立ち上がった。
1948 年 10 月、麗水（リョス）の「国防軍」は「麗水のすべての政権は麗水人民委員会が掌握する」「朝鮮民主主義人民共和国絶対擁護」の決意を表明し、駐屯地域人民とともに武装暴動を起こした。11 月 30 日には、ソウルをはじめ南朝鮮の各地域で 26 万名の大衆が闘争に立ち上がった。
南朝鮮のある出版物は次のように伝えている。
「政府は、樹立された当初から民衆の絶え間ない反発に苦しめられている。……政府は民衆の絶対的信望を得ておらず、政府と社会はおのおの分かれ分かれになっているありさまである」
フランスＡＦＰ通信社の記者レオン･プルも当時の状況を次のように伝えている。
「今回の反乱の影響はきわめて深刻だと考えざるを得ない。なぜなら、折しも国連総会が『韓国政府』承認をアピールしようとした時に、『韓国政府』の立場が非常に弱まる恐れが生じたからである。……し

かし、自国の軍隊から反抗を受けた『政府』をどう承認するというのか」(『朝日ニュース』1948 年 11 月 2 日)

12 月 8 日、アメリカは、第 3 回国連総会第 1 委員会で朝鮮問題を強引に通過させ、「共同決議案」の票決をはかった。

当時、初代国連事務総長であったトリグブ・リー(ノルウェー人)は、国連のすべての政策を親米的なものにすり替えていた。そのうえ、ドルに買収されて多数派を形成したアメリカの「投票機械」があったため、アメリカによって国連に上程されるすべての問題は、その思惑どおり支障なく実現された。

これについてアメリカの記者ディビッド・コンデはその著書で「現在及び将来において、アメリカの援助と借款を考慮しなければならなかったからである」と書いている(『現代朝鮮史』1　500 ページ)。

1948 年 12 月 12 日、第 3 回国連総会は、南朝鮮政権を「朝鮮における唯一の合法的政府」として認める犯罪的な決議を採択した。

このように、アメリカは全朝鮮にたいする支配が不可能になると、一つの国、一つの民族をためらうことなく二分したのである。

国際公約によって、独立に端を発した朝鮮問題は分断をもって幕を下ろした。しかし、アメリカによって強要された朝鮮問題は、朝鮮を二つの地域に分割することで終わることではなかった。

1948 年当時、米軍政庁責任顧問の 1 等書記官であった林昌永(リムチャンヨン)は次のように書いている。

「米国代表団の一員として 1948 年の国連総会に参加したダレスは、『韓国国民の合法的意思』表示によって樹立された李承晩政権を朝鮮における唯一の合法政府として国連に認めさせるうえで主役を演じた。

ここでのダレスの目的は、朝鮮で民主主義を発揚し、または李承晩そのものを擁立することではなく、東アジアに基地を築き、それを利用してアメリカがアジアにおいて反共・転覆活動を展開できるように

することにあった。

……

ダレスの野望は、李承晩の大統領就任を支援することで、北朝鮮のみでなく中国をも征服するための基地をアジア大陸に設けることであった」(『朝鮮戦争・回答のない質問』16～17 ページ)

1950 年 6 月 25 日に勃発した朝鮮戦争は、アメリカが朝鮮全域の支配実現を彼らの「対アジア政策」の重要課題としていたことを裏づけるものである。

日本の敗北とともに解放を迎えた朝鮮人民にふりかかった分断の悲劇は、朝鮮人民に自己の問題は自身の力で解決しなければならないという貴重な歴史的教訓を与えた。

朝鮮の分断は、国内の政治情勢が推移した結果でもなく、朝鮮民族自身の意思と要求によるものでもなかった。朝鮮の分断はアメリカによって強要されたものであった。

朝鮮半島の平和とアメリカ

6 ・ 25 朝鮮戦争

国連憲章第 2 条 4 項には「国連の各加盟国は、その国際関係においてある国の領土不可侵と政治的独立に反対し、またはいかなる方法であれ力をもって威嚇したり力を行使することをひかえる」と規定されている。

しかし、朝鮮戦争（1950 ・ 6 ・ 25～1953 ・ 7 ・ 27）の時期、アメリカはこの条項を粗暴にも踏みにじった。

戦争はアメリカの指図で李承晩軍の攻撃によってはじまったが、アメリカは国連をして朝鮮民主主義人民共和国に「侵略者」の烙印を押させた。ついで「国連軍」の帽子をかぶったアメリカ主導の多国籍連合軍が朝鮮戦争に投入された。

当時のインドの新聞『クロス･ロード』(1950 年 12 月 22 日付)は次のように伝えている。

「マッカーサー司令部の参謀部からイラン駐在米軍事顧問団のメンバーに転任したエイダー大佐は、1950 年 12 月、イラン軍参謀との話し合いの席で『アメリカの計画は李承晩軍の直接的参加と米陸海軍の支援によって、朝鮮の 38 度線以北の地域を占領することであった』と語った」

こうして見ると、戦争はアメリカにとって必要なものであり、避けて通れないものであった。

国連の「支援」を借りて南朝鮮に単独政府を樹立し、朝鮮を分断したアメリカは、本格的に戦争の準備を進めた。

アメリカは 1949 年に、「国軍」の現代化のため李承晩に 1 億 1,000 万ドルの「軍事援助」を提供した。その内訳を見ると、小銃及びカービン銃 10 万 5，000 挺以上、重・軽機関銃 2,000 挺以上、弾薬 5，000 万発以上、迫撃砲、曲射砲及びその他の火砲とトラック 5，000 台、地雷・爆発物 5 万個、艦艇 79 隻、航空機 20 機である(『ＵＰ通信』1951 年 5 月 2 日)。

軍事力の拡充とともに、1947 年からは 38 度線以北地域にたいする各種の軍事的挑発と武装侵入が強化された。1947 年の武装侵入は、分隊、小隊、中隊規模で 270 余回程度であったが、1948 年にはそれが大規模にエスカレートした。1949 年になると、連隊、師団規模の兵力と海軍、空軍などほとんどすべての軍種、兵種が投入された。侵入地域も 38 度線以北の東部、中部、西部のすべての沿線に拡大され、

その回数も 2,617 回にのぼった。

こうした軍事行動はすべて、アメリカによって作成された「北伐」計画にしたがっておこなわれた。戦争勃発後、ソウルを解放した朝鮮人民軍は、陸軍本部においてこの計画が表示されていた軍用地図を押収した。この地図は米軍用地図印刷所が発行したもので、当時のアメリカの「北伐」計画の具体的な内容が盛り込まれていた。この計画が実践に移されたのが、38 度線以北地域にたいする武装攻撃である。

1949 年 10 月、陸軍司令部で開かれた師団長会議で、米軍事顧問団団長のロバートは次のように述べている。

「38 度線以北地域にたいする攻撃の多くはわたしの命令によってなされ、またこれからもより多くの攻撃がなされるであろう。しかし、多くの場合、部隊は自分勝手に攻撃し、なんらの成果もなく莫大な量の弾薬を消費し、そのうえ大きな損害をこうむった。

……今後、38 度線以北地域にたいする国防軍の進攻は、必ず米軍事使節団の命令によってのみなされなければならない」(『アメリカ敗れたり』14 ページ)

アメリカはそれまでの戦闘を総括したうえで、「国軍」兵力による北朝鮮占領は不可能であると断定し、従来の戦争計画を全面的に再検討し、その一部を修正した。

アメリカは 1949 年の「北伐」計画を取り消し、朝鮮戦争を 1950 年夏頃までに延期し、その間に米本土と日本、南朝鮮で戦争の準備を完全に整えることにした。また、「国軍」によって「北伐」計画を実現しようとした初期の計画を変更し、最初から米軍を全面的に介入させることにした。

米国務省は、この軍事作戦計画を外交戦によってバックアップした。

犯罪的な戦争計画は 1950 年 5 月に完了した。

この計画にしたがって、アメリカは 38 度線地域に多数の兵力を展

開し、ソウル付近にも作戦予備隊として数個の師団を集結させた。

6月 17 日、米大統領特使としてソウルに飛来したダレスは、戦争の準備状態を検討し、東京で国防長官ジョンソン、統合参謀本部議長ブラッドレー、極東軍総司令官マッカーサーと秘密裏に作戦会議を開いた。

準備が完了したとみなしたアメリカは、沈黙を守って報道管制を実施し、大統領をはじめ米軍部の首脳や南朝鮮当局者は休暇、旅行、釣り、夕食会などで戦争前夜の雰囲気をカムフラージュした。

外国のメディアは当時の状況を次のように伝えている。

「『朝の静かな国』といわれるこの国の地上と地下でおこなわれている諸事件のなかに、情勢の独特な変化を反映する一つの事件があった。……新聞ならびに政治家によるそのような談話の完全な停止がおこなわれたのである」(『朝鮮戦争の歴史』上　日本語版　101 ページ)

「『もっとも危険なとき』であると断じた時期に、『韓国』政府が 40 日間にもわたって沈黙してしまっていたのは、どう解釈したらよいのであろうか。これはなんとも不思議な話しである」(『朝鮮戦争』21 ページ)

事実、戦争が起きたその日、米大統領トルーマンはミズーリ州の故郷を訪れており、米国務長官アチソンもメリーランド州近くの自分の農場にいたという（『朝鮮戦争・回答のない質問』14 ページ)。

ダレスもやはりマッカーサーとの会談後、京都へ観光に出かけていたという（『朝鮮戦争の勃発』70 ページ)。

南朝鮮でも、李承晩が 25 日午前5時 30 分以前に湖へ釣りに出かけたという信じがたい出来事があった。第1線部隊でも非常警戒態勢が「解除」され、将校の休暇が許されたという。これは、いうまでもなく偽装であった。

当時、38 度線に配置されていた「国軍」第 8 師師団長李成嘉（リ ソン ガ）は次のように暴露している。

「在京部隊（ソウル駐屯部隊）ではそうだったかもしれませんが、第 1 線の師団長だったわたしは当時非常事態下にありました。外出も禁じられ、6 月 25 日の早暁からそのまま戦闘に入りました」

こうして犯罪的な戦争挑発の火薬庫はまさに爆発寸前に至ったのである。

一方、アメリカは朝鮮戦争を正当化するため、国連を利用するための外交戦を猛烈に展開した。

アメリカのある出版物は「ダレスは 38 度線で深い印象を受けたとし、共産北朝鮮を攻撃する準備ができていれば、アメリカは国連を通して支援するであろう、と李承晩に示唆した。しかし彼は、韓国が先に攻撃を受けたと世界に認識させる必要性とそれにともなう行動計画を立てるよう李承晩に勧告した」と伝えているが、これは国連を利用しようとするアメリカの意図をそのままさらけだしたものである（『朝鮮戦争・回答のない質問』　45 ページ）。

まず、アメリカは国連総会に朝鮮問題を議事上程した。

1949 年 8 月 28 日、第 4 回国連総会特別政治委員会に、オーストラリア、国民党中国、フィリピンによる「共同決議案」が提出された。

この決議案は、朝鮮での「軍事衝突」を憂慮して「国連朝鮮委員団」を維持しつづけることを前提とし、3 回目に組織される「委員団」のメンバー構成を見直し、1947 年 11 月 14 日の国連「決議」にもとづく「朝鮮統一」の促進にあたって「斡旋と援助を提供」し、この目的達成のために軍事「監視員」を利用する権限を有すると規定している。

9 月 29 日の会議でアメリカ代表ペリは、「この国連朝鮮委員団には新たな全権が付与されるが、それは今後、紛争が生じうる事件発生過程を監視し、……国連をして……この紛争とその原因、それにたいす

る責任に関する必要なすべての通報を受けうる可能性を与える最後の方策」になるだろうと述べている（『朝鮮問題の不法討議に関する国連公式記録』第1分冊　236ページ）。

これは、アメリカが戦争を引き起こす場合、「国連朝鮮委員団」に「全権」を行使させ、「この紛争とその原因、それにたいする責任」を朝鮮民主主義人民共和国に転嫁しようとする計画の一環であった。

第4回国連総会の特別政治委員会は、一種の「反共」集会を彷彿させた。会議は10月3日までつづいた。

この日の特別政治委員会は、アメリカの対朝鮮政策に妨げとなると思われる一部の「国連朝鮮委員団」構成国を排除し、アメリカの追随国で補充するという提案を本会議決定として通過させた。

1949年10月21日、第3次「国連朝鮮委員団」の組織が国連「決議」として可決された。

第3次「国連朝鮮委員団」が組織されたことで、国連の旗を盗用したアメリカの朝鮮戦争計画はさらに完備され、これは1950年1月の米統合参謀本部で「決定」された（『ニューヨーク･ヘラルド･トリビューン』　1950年6月26日）。

これについてアメリカの出版物は次のように伝えている。

「最後に国連朝鮮委員会とその事務局の構成員たちは、同委員会がもっともらしいベールとなるだけでなく、北朝鮮にたいする武力攻撃計画の実施に際しても協調するということをはじめから前提において選びだされたのであった。

趙炳玉は李承晩にあてておくった1949年11月3日付の書簡のなかで、アメリカ代表団と国務省の圧力のもとに、国連総会議長と国連事務総長、委員会にとって適切な構成員を選びだすことについて非常な注意をはらった」（『朝鮮戦争は誰が起したか』　日本語版　168ページ）

国連総会はアメリカの差し金のもとに、「委員団」のメンバーとしては「厄介な」存在であったシリアをトルコに代えた。こうして「国連朝鮮委員団」は、アメリカの完全な従属物になりさがった。

1950 年 1 月、南朝鮮の各部長官を前にしての米軍事顧問団団長ロバートの訓示は、朝鮮戦争計画に巻き込まれた国連とアメリカとの共謀・結託関係を如実に示している。

そのときロバートは次のように語っている。

「北朝鮮にたいする攻撃計画はすでに決定されている。この計画が実行に移されるまでにはあまり多くの時間がない。攻撃はわれわれによって開始されるだろうが、そのためには大義名分をたてるための口実を用意しておかなければならない。その際最も重要なのは国連朝鮮委員会の報告である。むろん同委員会は、国連にたいしアメリカにとって有利な報告を当然提出するだろうが、諸君は今からこの問題に大きな注意をはらって、朝鮮委員会の同情をかちうるようにしなければならない」(『朝鮮問題の平和的解決に関する参考資料集』第 2 分冊 179 ページ)

このほかにも、アメリカは「国連朝鮮委員団」とは別個に国連名義の「現地監視員」制を設けさせた。1950 年 5 月末に 2 人のオーストラリア人「監視員」がソウルに到着した。彼らは 6 月中旬から同月 23 日まで「視察」をおこない、翌日には「現地視察報告」を発表した。報告には「38 度線地帯の全般的状況について野戦顧問が現地視察をおこなった結果として得た印象によれば、韓国軍はもっぱら防衛のために組織されており、北朝鮮にたいする大規模な攻勢に出る状態にはなっていない……」(『朝鮮白書』47 ページ) と書かれている。

しかし、マッカーサーは解任後の陳述で、戦争前夜、アメリカは北朝鮮を攻撃するため、すべての軍需物資と兵器を 38 度線地域に総集結したと述べている。これに照らしてみると、右の事実は黒白を転倒

したものである。
アメリカのメディアは、「現地監視員」のソウル到着は「長くつづく国際的なバクチに高いテラ銭の支払われた典型的な例」として、「北朝鮮が侵略者だ、という非難を支持するために引用されることになるこの査察団の報告は、じっさいには、そのような証拠をあたえていない」と揶揄している（『朝鮮戦争の歴史』上　日本語版　102～103ページ）。
1950 年 1 月から 6 月 24 日までの戦闘はすべて、38 度線以北の地域でおこなわれた。にもかかわらず、アメリカは 1950 年 5 月に「国連朝鮮委員団」の「軍事監視班」を南朝鮮に派遣し、38 度線に配備されていた南朝鮮軍部隊を巡視して軍事情報資料をでっちあげ、あたかも北朝鮮が 6・25 全面戦争直前に 38 度線以南の数ヵ所の突出部を占拠したかのように宣伝させた。
アメリカは朝鮮戦争が始まった場合に、国連で戦争の責任を朝鮮民主主義人民共和国に負わせる決議案の作成準備も進めていた。
当時、国連では、ソ連が中国代表権の問題で安全保障理事会（1950 年 1 月 13 日）をボイコットしたため、その拒否権は同年 7 月末まで空白となっていた。
こうしたときに米国務省は、安保理招集の準備を始めたときから国連に提出する決議案の作成を綿密に進めたのである。決議案は熟考の末、文言の細部に至るまで練り上げられた。
「決議」の第 1 の目的は、北朝鮮に侵略者の烙印を押すことである。また、ソ連が安保理に出席する場合の対策まで講じられた。やがて「決議案」は完成された。
これが世に知られるようになったのはそれから 1 年後の 1951 年 6 月 5 日、米上院歳出委員会における国務省予算に関する聴聞会のときだった。証言したのは国連担当国務次官補ジョン・D・ヒカーソンで

ある。彼はその証言で、国連に提出する「決議案の骨子」が作成されていたと告白した。

1950 年 7 月 16 日付の『ニューヨーク・タイムズ』は、「アメリカと国連職員は、戦略上の二つの方策、すなわちソ連が安保理への出席をひきつづき拒む場合に講じる方策と、ソ連が急遽、安保理のボイコットを撤回し、拒否権を行使して決議案の討議を妨害するため再び出席した場合に講じる方策を夜を徹して作成した」と伝えている。

激化する情勢に対処して、朝鮮民主主義人民共和国は朝鮮の平和的統一のための諸提案を示した。

しかし、アメリカと南朝鮮は戦争準備の加速化をもってこれに答え、国連はアメリカの朝鮮戦争計画にさらに深く巻き込まれていった。

1950 年 6 月 25 日の早暁、アメリカは李承晩軍に 38 度線全域で共和国北半部にたいする武力侵攻を開始させた。朝鮮戦争はこうして始まったのである。

戦争が始まって数時間後、国連安全保障理事会が招集された。

6 月 25 日午前 3 時（ワシントン時間）、国連駐在米代理大使グロスは就寝中の国連事務総長トリグブ・リーを起こして、米政府の「緊急要請」による安保理の即時招集を要求した。

午後 2 時（ワシントン時間）に開かれた安保理でグロスは、なんの根拠もなく共和国を「侵略者」と決めつける「決議案」を提出した。それは、国務省の官吏によってあらかじめ作成されていた「決議案の骨子」に「北朝鮮の宣戦布告」という文言が加えられたものであった。

「決議案」は、共和国政府の対応措置を「北朝鮮軍の武力侵攻」（序文）と決めつけ、これを中止することと「国連朝鮮委員団」が「北朝鮮軍の撤退を監視すること」とし、「本決議の履行にあたって国連にあらゆる支援を提供することと、北朝鮮当局にたいする支援の提供をひかえること」を規定した。

アメリカは、この「決議案」は現地の「国連朝鮮委員団」から送られてきた「報告」にもとづくものであるため「公正」であると言明した。

この会議で非常任理事国のある代表は、「本理事会が事件の是非判断を可能」にする道は、朝鮮問題について決定する前に、朝鮮民主主義人民共和国の代表をこの会議に参加させるべきだと主張した。

しかし当事者を問題の討議に参加させるという国連憲章第 32 条の要求は無視され、常任理事国 5 ヵ国の一致同意のもとに 7 票以上（非常任理事国の投票数 2 票以上を含む）の賛成によってのみ法的効力を有するとする国連憲章第 27 条を粗暴に踏みにじり、ソ連と中国の参加なしに、不法にも国連安全保障理事会の「決議」として可決された。

アメリカの記者ストーンは、これについて次のように書いている。

「……相手国側の言い分に耳を傾けることもせずに、一国を侵略国と非難することは、名誉ある態度でも賢明な態度でもなかった」（『秘史朝鮮戦争』上　63 ページ）

アメリカの出版物も次のように記している。

「東京にもソウルにも疑惑があったが、この疑惑は、国連ではかくされていた。

こうして、どんな追加的情報もなく、38 度線でおこったことがらの詳細もわからないまま、国連総会は、北朝鮮に侵略の刻印を押そうとするひどく興奮したアメリカの提案を強引に承認させられてしまった」（『朝鮮戦争の歴史』上　日本語版　128 ページ）

戦争が起こると、国際社会はそれにたいする慎重な調査を求めたが、アメリカは共和国にたいする自国の軍事的介入を合法化するよう国連に強要した。

6・25「決議」は、一般的に人民軍の 38 度線以北への「撤退」を要求したのみで、米軍の全面投入になんら合法性を与えるものではな

かった。

にもかかわらず、アメリカはこの「決議」を盾に、朝鮮にたいする彼らの干渉を「合法化」しようとした。会議後、米代表のグロスが「決議」により「安保理がとる手段は……経済的手段または軍事力の使用、もしくはその他の制裁を加えることが可能であろう」と述べたことがこれを示している（『アメリカと朝鮮戦争』133 ページ）。

後日、国連安全保障理事会に出席したソ連代表マリクは「６月 25 日の安保理の不法な決議にたいする米代表の論拠は、まったく理不尽である。なぜなら、この決議はなんの軍事制裁も決定しておらず、またそうした制裁の権利を誰にも与えていないからである。

以上の諸事実から得られる唯一の論理的結論は、米政府が先に侵略行為を働き、次に国連の行動というレッテルを貼り、その侵略行為を隠蔽しようともくろんだということである」と述べた。

トルーマンは、国務長官、国防長官、陸・海・空軍長官及び参謀総長をブレアハウスに呼び集め、2 回にわたって秘密会議をおこなった。

６月 25 日午後８時の１回目の会議では南朝鮮にたいする軍事装備の提供、朝鮮戦線への米空軍の派遣、米第 7 艦隊の台湾への派遣、６月 25 日の国連安全保障理事会「決議」以後に採択される「決議」の実行方策などが討議された。トルーマンは、アチソンの提案を無修正で通過させ､米軍の全面介入を決定した(『トルーマン回顧録』2　日本語版　1966 年版　236～237 ページ)。

この会議は、国連安全保障理事会（６月 25 日）の「決議」が採択されて３時間後に開かれた。

26 日夜に開かれた２回目の会議では、米海軍及び空軍が李承晩軍を本格的に支援し、国連をして南朝鮮にたいする「特別援助」を決定させるというアチソンの提案が通過した。

一方、アメリカは国連駐在の自国代表に安保理を緊急招集して米軍

の朝鮮戦争介入を決定する「決議」を採択させるよう指示した。
この指示によって6月 27 日、国連安全保障理事会が招集された。
同日、国連駐在米大使オースチンの提出した「決議案」は「国連は、国連加盟国に大韓民国にたいする武力攻撃の撃退に必要な支援を提供することを勧告する」というものであった。この「決議案」は、アメリカの戦争介入を「合法化」するとともに、国連加盟国を戦争に介入させることを目的としていた。
エジプト、インド代表は、本国の指示がないとの理由で棄権し、ユーゴスラビア代表は停戦交渉を主張してこの提案に反対したが、「決議案」は通過した。
しかし、アメリカはこの「決議」が通過する前から朝鮮戦争に介入していたのである。国連はただ、米軍介入の国際的「合法化」をはかって「承認」したにすぎなかった。開戦当日、米極東軍司令官マッカーサーの命令により、日本の基地にあった米第5空軍の第 68、第 339 戦闘航空隊と第 25 戦闘爆撃隊が朝鮮に向けて出撃し、海軍及び地上部隊も朝鮮戦線に出動した。
アメリカの新聞『ミネアポリス･タイムズ』(1950 年7月 23 日付)は、これについて次のように報じている。
「名目上、アメリカは国連の命令によって戦争に介入したが、実際には、国連がアメリカの圧力によって支援をアピールしたのである」
アメリカは戦争の責任を朝鮮民主主義人民共和国に転嫁して自己の戦争介入を「合法化」したうえで、1950 年7月7日、再び安全保障理事会を招集させた。
当初、アメリカの軍事専門家は、「国軍」が米軍の全面介入があるまで 38 度線を守れば、戦争目的を容易に達成できるものとみなしていた。彼らは、労して装備させた「国軍」であるから「北朝鮮軍などは容易に壊滅させることができる」と豪語していた(『マッカーサーの謎』

日本語版　258ページ)。

しかし、いざ開戦してみると、予想に反してアメリカの計画はずさんなものであった。

6月 23 日の夜半から連続して砲撃を加え、25 日の夜明けに 38 度線を突破して北朝鮮に侵入したものと思いきや､李承晩軍は撃退され、なだれを打って敗走してきた。

当時、朝鮮民主主義人民共和国政府は、38 度線地域で露骨化するアメリカと李承晩軍の戦争挑発から見て、やがてアメリカの武力攻撃があるものと判断し、それを撃退すべく事前対策を講じ、即刻反撃を加えたのであった。人民軍航空隊によって「空中要塞」と誇る「B―29」が撃墜され、4隻の人民軍魚雷艇によって重巡洋艦「ボルチモア」号などの大型戦艦が撃沈された。また、米第 24 師の先遣隊は烏(オ)山(サン)界線で完全に壊滅されてしまった。

こうした情勢のもとで、アメリカは「外国の兵士をもって戦争をやるほうがより安価であり、アメリカ人の生命損失ははるかに減る」(『ニューヨーク・タイムズ』1951 年5月 19 日）との考えから、7月7日に国連をして安保理を招集させたのである。

会議では、イギリス、フランスが提出した「連合軍司令部」を組織する「決議案」が採択された。「決議」には「安保理の決議にもとづき、アメリカの統率下にある統一司令部が加盟国の提供する軍事力及びその他の支援を使用」すると規定されている。

アメリカの戦争政策に追従して、イギリス、フランス、カナダ、タイ、トルコ、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドなど 15ヵ国が朝鮮戦線に自国の軍隊を派遣した。

アメリカは、この「決議」にもとづきマッカーサーを「国連軍司令官」に任命し、7月 24 日には東京に「国連軍司令部」を設置した。

「国連軍司令部」を設置した後、アメリカは大規模な「総攻勢」に

出た。

米軍とともにイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、日本が連合して仁川に上陸し、38 度線以北の多くの地域を占領した。

アメリカは、38 度線以北地域にたいする侵略行為を正当化するため、国連の名を利用した。

アメリカはその軍隊を38度線以北地域に侵入させた12時間後の10月 7 日午後（ワシントン時間)、朝鮮問題を国連総会に上程し、イギリス、オーストラリア、フィリピンなど８ヵ国の名で全朝鮮を占領すべく「決議案」を提出させた。

国連事務総長トリグブ・リ―も 9 月初め、38 度線突破問題は国連安全保障理事会でのみ決定することができると述べている。しかし、アメリカは、ソ連の拒否権行使を憂慮し、「投票機械」を発動できる総会でこの問題を討議させることにしたのである。

ブルジョア軍事論評家は「アメリカはこの決議案の提案国にはならなかったが、それは単なる技術的問題で、実際、内容そのものはアメリカ製であったことは言うまでもない。つまり、国連のこの決議は、トルーマンの『決定』であった」とし、「８ヵ国決議案」は朝鮮にたいするアメリカの野望を国連というベールで飾ったものにすぎないと暴露している(『朝鮮戦争』　日本語版　1967 年版　77 ページ)。

次に、アメリカは 1950 年 10 月 12 日、「国連軍占領地域の行政」は「国連軍司令部」が担当すると規定した「国連軍占領地域の行政に関する決議」を国連「小総会」で採択させた。

これに先立ってアメリカは、9 月 27 日、第 5 回国連総会第 1 委員会に「８ヵ国決議案」を提出している。これは 10 月 7 日の会議で強引に採択された。「決議」の序文には、現在、朝鮮に「統一的な朝鮮政府」を樹立すべきだとし、オーストラリア、オランダ、パキスタン、

フィリピン、タイ、トルコ、チリによる「国連韓国統一復興委員団」を新設すると指摘されている。そして「国連韓国統一復興委員団」は「現国連朝鮮委員団がこれまで行使してきた諸機能を遂行」し、国連を「代表」して全朝鮮の政治・経済にたいして「責任」を負う（第２条第１項）と規定している。また、第２条第２項には、「本委員団に代表を派遣した各国政府は、上記の勧告にもとづき、『国連軍司令部』と協議して助言を与える中間委員会（小総会）を国連本部に駐在する代表によって構成し、中間委員会は総会が本決議を採択し次第、即刻、その機能の遂行に取りかかること」と規定されている。これにもとづき 10 月 12 日に「決議」が採択されたのである。

これは、国連安全保障理事会及び総会の表決権を「国連韓国統一復興委員団」の構成国に与えたものであり、国連にたいする愚弄であった。にもかかわらず、この「決議」はそのまま通過した。

時が経つにつれ、朝鮮戦争の真相はますます明らかになってきた。世界各国で朝鮮戦争を引き起こしたアメリカを糾弾する気運が高まり、アメリカの同盟国のあいだでも、国連内部でも意見の対立と矛盾が深まった。

共和国政府は戦争初期、ソウルを解放した人民軍が李承晩「政府」の秘密文書庫から押収した戦争挑発に関する極秘文書をコピーして国連をはじめ国際機構や各国政府に送付した。極秘文書には、米国務省情報調査局の報告第 4,849 号をはじめ、李承晩とその顧問（アメリカ人）であるロバート・オリバー、「全権特使」趙炳玉（チョビョンオク）、駐米「大使」張勉（チャンミョン）、外交顧問尹炳求（ユンビョング）のあいだでやりとりされた秘密書簡、傀儡陸軍本部情報局の諜報工作計画、外務部長官林炳稷宛（リムビョンジク）のダレスの秘密書簡、1949 年の「北伐」戦略地図などが含まれていた。

また、自首した李承晩「政府」の高官、「国会議員」の声明や陳述を上記の極秘文書とともに収録した『アメリカ帝国主義者の朝鮮内戦

挑発証拠文献集』の翻訳版『事実は語る』を内外に配布した。

こうして、1950 年７月、フランスの『ユマニテ』紙、イギリスの『デーリー・ワーカー』紙、中国の『人民日報』紙の記者が、８月にはポーランドの『トリブナ・リュード』紙と中国新聞撮影局の記者が訪朝し、アメリカの罪状を調査、取材して世界に公開した。

アメリカの同盟国と国連加盟国のあいだにも混乱が生じた。

朝鮮戦争に参加したペレンバーク（当時アメリカ軍将校）は著書『実録韓国戦争』で「米軍は明らかに守勢に立たされ、また戦争拡大の展望が危ぶまれると、いくつかの国連加盟国は急に反抗する態度をとりはじめた。不幸にもアメリカの支配権は、戦場においてその名声をほとんど失ってしまった」と書いている。

1950 年７月７日、「連合軍司令部」組織に関する安保理の「決議」が採択されると、アルゼンチン政府は同月 17 日、「朝鮮への派兵を放棄する」という声明を発表した。

ウルグアイ政府も 10 月に朝鮮戦線への派兵を決定していたが、その後それを撤回した。

1953 年２月 17 日、アジアの 12 ヵ国は共同で「朝鮮戦争には派兵しない」と宣言した（日本国際問題研究所『国際年報』1　630 ページ）。

イギリスは「朝鮮戦争はアメリカがおこなっており、イギリスはアメリカの要請に応じたに過ぎない」（『ロイター』1950 年９月 12 日）とし、「現在、アメリカの政策は強制、命令の様相を呈しており、それに即刻応じなければ立腹する。われわれは、アメリカのもっとも親しい友である。しかし、アメリカの自由世界におけるリーダーシップは、悲しくもイギリス人のあいだで切り崩されている」（『エコノミスト』　1951 年１月 14 日）と指摘している。

1951 年１月 20 日、第５回国連総会第１委員会では、アメリカの「決

議案」にたいし強烈な反発が起こった。同月 24 日、アフガニスタン、ビルマ（現在のミャンマー）、エジプト、インド、インドネシア、イラン、レバノン、パキスタン、サウジアラビア、シリアなどは、戦争ではなく、平和的方法で朝鮮問題を解決することを要求する共同決議案を提出した。

とくに、1951 年 2 月 1 日、アメリカが自己の「決議案」を本会議の「決議」として採択しようとすると、シリア代表は「第 1 委員会で可決されたアメリカの決議案は、戦争を中止させるのではなく、十中八九、戦争を拡大させるものであると確信する」と発言し、エジプト代表は「国連憲章に指摘されているあらゆる平和的手段を用いようとはせず、他の方法を選んだのは、国連憲章に照らしても、理性の要求からしても、わが政府は容認できない」と述べた。インドをはじめ一部の代表は、アメリカの「決議案」が票決に付されれば、反対票を投じるか、棄権すると言明した。

当時の米国務長官アチソンはこれについて「国連はひっくり返された。アメリカの指導力は地にまみれ、アジアとヨーロッパの四方にひびが入りはじめた」と告白している（『新東亜』1970 年 7 号　345 ページ）。

戦争の全期間、アメリカは国連を利用して朝鮮民主主義人民共和国を国際的に孤立させ、軍事的手段によって全朝鮮にたいする支配を容易に達成できるものと見込んでいた。

しかし、それは見当違いであった。朝鮮民主主義人民共和国の軍隊は幼少であったが、国連の名を冠した侵略者に容赦ない打撃を加えたのである。

1953 年 7 月 27 日、アメリカは「国連軍司令官」クラークに朝鮮停戦協定の調印を命じることで自国の敗北を認めた。

停戦協定の締結により、27 日の 22 時から交戦双方間の戦闘行動は

いっさい中止され、朝鮮戦争は終結した。
戦火が止んで以来かなりの年月が流れた。
しかし、アメリカはいまなお朝鮮戦争を引き起こした責任を認めておらず、依然として南朝鮮に自国の軍隊を駐屯させて朝鮮半島の情勢を緊張させている。
さらに 2000 年には、アメリカは全国的規模で「朝鮮戦争 50 周年記念」行事を催し、各学校に「記念ポスター」まで配布した。
これは朝鮮人民と人民軍の反米感情をいっそう激発させている。
アメリカによって強いられた６・ 25 朝鮮戦争は、いまなお朝鮮人民にいやしがたい深手として記憶されている。アメリカはこのことをよくよく心に留めておくべきである。

停戦――戦争か平和か

朝鮮半島で戦火が止んで 50 年が経過したが、いまだにこの地には完全な平和が定着していない。平和はおろか、不安定な停戦の枠組みさえ崩れ去り、戦争の勃発が今日か明日かという緊迫な事態がかもされている。朝鮮半島の平和問題が 21 世紀を迎えた今日まで解決されていないのは、古い停戦の枠組みが新たな平和保障システムに代えられていないことに起因している。
もともと停戦とは、文字通り戦争の一時中止、敵対行為の中断を意味するものであって、固有な意味では戦争の終結ではなく、したがって完全な平和ではない。それゆえ従来、交戦当事者は平和回復のために停戦協定を締結した後、直ちに平和協定を締結している。
その期間はわずか数ヵ月、長くてもせいぜい数年である。第１次世界大戦後、国家間で締結された停戦に関する協約はおよそ６ヵ月～２年以内に平和協定に代えられ、第２次世界大戦の終結と関連した協定

は数年程度、せいぜい 10 年以内にすべて平和協定（講和条約）に代えられている。

朝鮮停戦協定も本来は、停戦協定の締結後 3 ヵ月以内に一級高い政治会議を招集し、平和回復のための措置を講じることになっていた。しかし、アメリカによってそれは破綻し、今日まで停戦協定は強固な平和保障システムに代えられていない。このように停戦状態が長期間持続しているのは、世界の停戦史上例がなく、これはきわめて不正常な事態である。

その間、停戦が順調に維持されてきたかといえば、そうでもない。朝鮮停戦協定は、朝鮮人民軍及び中国人民義勇軍側を一方とし、「国連軍」側を他方として 1953 年 7 月 27 日に締結された。アメリカは「朝鮮人民軍最高司令官及び中国人民義勇軍司令員を一方とし、連合国軍総司令官を他方として……」と明記された停戦協定に同意することによって、朝鮮民主主義人民共和国を認め、これに署名した。しかし「朝鮮軍事停戦に関する協定」とアメリカの対朝鮮政策は、その出発点から内容において両立しえない矛盾を抱えていた。それは、50 年にわたる朝鮮の停戦史が如実に示している。

停戦後、アメリカは朝鮮問題の平和的解決のための政治会談を故意に破綻させた。

「国連軍司令官」クラークは 7 月 27 日に停戦協定に署名する一方、「われわれは、これが平和ではなく、敵対行動の中止という重大な現実に直面しなければならない」、しかし停戦は「朝鮮からの即時撤退を意味するものではなく、早期撤退を意味するものでもない。……われわれはこの衝突に背を向けて帰国することはできない。……われわれはわれわれの戦闘力を維持しなければならない」との命令を下した（『ロイター通信』1953 年 7 月 27 日）。米大統領アイゼンハワーも、停戦協定が調印されて 59 分後にラジオ放送をおこない、「われわれ

は一つの戦場で停戦を勝ち取った。しかし、世界の平和はまだ勝ち取っていない。……われわれがいまおこなっているすべてを完成させるために努力しよう。これがわれわれの決意であり、また献身すべき事業である」と述べている（『ＵＰ通信』1953 年７月 27 日）。

これは、朝鮮半島を彼らの支配圏に置くための努力をつづけるという意味であり、したがって、朝鮮半島には戦争の危険が恒常的に存在するということを意味した。

停戦協定には、双方の関係各国政府が停戦協定調印後３ヵ月以内に政治会議を招集し、朝鮮からのすべての外国軍隊の撤退及び朝鮮問題の平和的解決などの問題を協議することが規定されていた。しかしアメリカの思考法によれば、これとは正反対にならねばならなかった。そのため、アメリカはこれを「白紙化」するため、停戦協定を全面的に否定する実践行動に移った。

板門店で停戦協定が締結された７月 27 日、ワシントンでは「停戦が破綻した場合の新たな軍事行動」を約束した「16 ヵ国宣言」が採択された。その後、「国連軍」司令官クラークは、南朝鮮が「戦争を再開した場合、米軍は即時、これと共同行動を取る」という声明を発表した（『マンチェスター・ガーディアン』1953 年８月 13 日）。

米国務長官ダレスも７月 28 日、朝鮮政治会議が 90 日以内に「肯定的結果」を達成できなければ退場することを宣言した（『ニューヨーク･タイムズ』1953 年７月 29 日）。また、ダレスは 1953 年８月４日、米陸軍長官をはじめ「政府代表団」を率いて南朝鮮を「訪問」し、８月８日には「韓米相互防衛条約」を締結した。

このように、朝鮮政治会議は、開催前からアメリカによってその破綻が前提とされていたのである。

アメリカは第７回国連総会を機に、国連に朝鮮問題を持ち込んで自国の対外政策を実現するための外交戦を猛烈に展開した。

1953 年８月、アメリカは第７回国連総会に先立ち、朝鮮戦争に参戦した 15 ヵ国の追随国に、自国と共同歩調をとるよう強要した（『ニューヨーク･タイムズ』1953 年８月 15 日）。こうした準備のもとに、アメリカは総会で朝鮮政治会議を交戦当事者間の会談とし、「会議に参加する政府は会議で行動の自由をもって独自に行動するであろうし、また、ただ彼らが順守する決定または合意によってのみ拘束されるであろう」と主張した。総会では、肯定的提案が多数提起されたが、すべて拒否され、政治会議参加者の構成を交戦当事者に制限し、会議は少なくとも 10 月 28 日までには終え、90 日以内に合意に到達できなければ中止する、というアメリカの主張を盛り込んだ「15 ヵ国決議案」が強引に採択された。

これにたいして、アメリカの追随国のなかからも不満の声が上がった。フランスのある出版物は「ただ参加できるすべての者が健全な論議にもとづいてこの会議に参加できるようにしなければならない」（『コンバ』1953 年７月 30 日）としており、イギリスの元高官もアメリカの行動を「きわめて危険な態度の表われだ」と指摘している。

アメリカのこのような妨害策動は、その後、1953 年 10 月 26 日の政治会議招集のための板門店予備会談でさらに表面化した。アメリカは会場から一方的に退場することによって、久々に開かれた予備会談を破綻させ、47 日間の時間を空費させた。

アメリカは、朝鮮問題に関するジュネーブ外相会議も破綻させた。

1954 年４月 26 日、スイスのジュネーブでは、朝鮮問題の当事者と関係諸国外相の円卓会議が開かれた。会議には朝鮮民主主義人民共和国をはじめ 19 ヵ国の代表が参加した。

４月 27 日、朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮問題の平和的調整に関する方案として「朝鮮の民族的統一の回復と全朝鮮にわたる自由選挙の実施に関して」を発表した。この方案は、６ヵ月以内に朝鮮から

一切の外国軍隊を撤退させ､全朝鮮で総選挙を実施することによって、朝鮮問題を朝鮮人自身の力で解決すべきだとする内容のものであった。

アメリカ側はこの提案にあたまから反対し、これは南朝鮮に現存する体制を「共産主義体制に代えようとするものだ、南朝鮮はその住民数において北朝鮮を上回るため」南朝鮮「政府」が特権を有すべきだ、そして「国際的監視」なしには、全朝鮮の自由選挙は実施できない、と主張した（『ジュネーブ外相会議会議録』42～43 ページ)。米代表ダレスは「われわれは朝鮮に来て数十万名もの犠牲者を出した以上、朝鮮をただで明け渡すわけにはいかない、われわれは朝鮮から出ていかない」とし、米軍が撤退すれば朝鮮で戦争が起こるだろうが、その時に再び朝鮮に戻るにはあまりにも距離が遠すぎる、したがって米軍は残留しなければならない、と強弁した。一方、彼は、降伏すれば平和は容易に訪れるであろうし、抵抗すれば平和の実現は不可能だとして威嚇しようとした。

会議ではまた、多くの代表が自己の見解を表明した。

イギリス代表は 5 月 13 日の発言で「われわれは、平和を再び危うくすることなく軍隊を撤退させることができるなら、直ちに朝鮮から軍隊を撤退させるという共通の願望をもっている」と言明した。またオーストラリア代表も「早い時期に自国の軍隊を撤退させられるよう望む」とし、ニュージーランド代表は「ジュネーブ会議に代表を派遣した国はいずれも朝鮮から自国の軍隊を撤退させる日を待ち望んでいる」と述べた（『ジュネーブ外相会議会議録』53～70 ページ)。

しかしこの会議でアメリカは､「16 ヵ国決議案」を持ち出し、これを通過させようとした。

この「決議案」の通過が不可能になると、アメリカは 5 月 13 日から会議を 8 日間も中断させた。

5 月 22 日、会議場に現れた米代表は突如、国連の監視のもとに北

朝鮮でのみ「選挙」を実施し、外国軍隊の撤退問題においても北朝鮮からだけ中国人民義勇軍を撤退させ、米軍は「国連軍」であるため、全朝鮮を「統一朝鮮政府」が支配し、これを国連が「証明」するまでは撤退できないと主張した。

この「提案」は共和国側に容認されるものではなかった。朝鮮民主主義人民共和国は3年にわたって「国連軍」と苛酷な戦争をした国なのである。

アメリカは、「国連監視下での選挙」が承認されなければ会議を続けることはできないと挑戦し、あらかじめ作成してきた「16 ヵ国共同宣言書」を発表して会議を破綻させた。

アメリカは停戦協定の正確な履行を監督、統制する中立国監視委員会の機能も完全に麻痺させた。

中立国監視委員会は、双方の合意により、ポーランド、チェコスロバキア、スイス、スウェーデンの4ヵ国の4人の高級将校で構成され、20 の中立国視察班が協力する、朝鮮停戦協定履行の監督・統制機構であった。中立国監視委員会は、「朝鮮軍事停戦に関する協定」に規定されているように、交戦当事者の朝鮮国境外からの軍事要員の増加停止を規定した停戦協定第 13 項「C」目と、朝鮮国境外からの作戦用物資の追加搬入の停止を規定した停戦協定第 13 項「D」目、及び非武装地帯以外での停戦協定違反事件にたいする監督、監視、視察及び調査の職責を果たし、その結果を軍事停戦委員会に報告することを義務づけた停戦協定第 28 項を実行するために組織された監督・統制機構であった。

こうした使命と任務を担う中立国監視委員会は、朝鮮国境外からの軍事要員の増加と戦略物資の搬入を停止させ、その履行状況を監督、監視、視察及び調査し、朝鮮半島における停戦協定の順守を保障するうえで一定の寄与をした。

スイス連邦会議は、中立国監視委員会のスイス代表団の活動状況を聴取し、「1953 年８月以来、委員会は多くの問題を解決した。連邦会議は、しかる状況下でスイス代表団の撤退は考えられないという結論に達した」と結論づけた（『軍事停戦委員会会議録』527 ページ）。『ニューヨーク･タイムズ』の特派員も、スイスは「朝鮮停戦を監督する中立国監視委員会は唯一の機構であると確信している。事実、停戦以来いかなる戦闘の再発もなかった。スイス人は……そこに委員会が駐在しているため、戦闘が起こりえないことを確信している」と指摘した（『ニューヨーク・タイムズ』1955 年３月 25 日）。ポーランドとチェコスロバキア政府の見解も同様のものであった。

スイスとスウェーデンはこうした立場から、アメリカが中立国監視委員会の解散に協力するよう公然と要求した際、これを拒んだ。スイスとスウェーデンは「国連軍」側が指名した中立国監視委員会のメンバーであった。

中立国監視委員会の存在はアメリカにとって非常に不利であった。そのためアメリカは､中立国監視委員会の活動を各方面から妨害した。

アメリカは、軍事要員と作戦用物資の循環及び交替に関して中立国監視委員会に事前報告をせず、する場合にも虚偽の報告をした。こうした妨害策動のため、1954 年１月、大邱（テグ）駐在の中立国視察班は、アメリカが南朝鮮に搬入した航空機の 66％と、搬出した航空機の 24％を監察することができなかった。

アメリカは､視察班の指定された出入港内での自由な活動を妨げた。アメリカは、出入港内で「身辺保護」の名のもとに視察班を鉄条網のなかに閉じ込め、車を利用する場合には護送兵をつけて罪人扱いにした。

こうした状況のもとで中立国監視委員会は、1953 年９月５日の第 28 回会議で、視察班が他の方法で査察できない場合は該当する船舶

に乗船して検査し得るという決定を採択した。

しかし、アメリカは 1953 年９月 12 日、釜山駐在視察班のメンバーが乗船して視察するのを拒み、1954 年１月 20 日と 21 日には港に出入りすることさえ拒否した。

中立国監視委員会の活動を妨害するアメリカの策動にもかかわらず、委員会の活動が続けられると、アメリカは彼らの身辺の安全を脅かしはじめた。

1953 年９月１日、大邱では中立国視察班のスウェーデンのメンバーの一人が米軍兵士に殴打され、1954 年７月 31 日には釜山駐在の中立国視察班の宿所に自動小銃射撃が加えられた。８月１日の夜には中立国視察班の宿所に３個の爆弾が投げ込まれた。

アメリカは視察班の生命を脅かす行為からテロを加える行為に移った。1953 年 11 月７日、大田（テジョン）上空での飛行機墜落事故により、中立国監視委員会のポーランドのジゲルスキー少佐、ルードニツ大尉、ジリンスキー上尉らが殺害された事件は､その代表的な例の一つである。

アメリカの露骨な妨害策動のため、中立国監視委員会の活動は次第に麻痺状態に陥っていった。

アメリカの教唆のもとに、1954 年７月 30 日、南朝鮮の憲兵隊司令官は、中立国監視委員会のメンバーが南朝鮮から「即時立ち去らなければ措置をとる」と脅迫し、その翌日にはソウル、仁川、釜山、群山（クンサン）などの各地域で中立国監視委員会に反対する「デモ」まで組織した。

その後、中立国監視委員会を解体させようとするアメリカの策動はその極に達した。

1956 年５月初め、アメリカはワシントンで、朝鮮戦争に参戦した追随諸国の会議を開き、５月 26 日には､「中立国視察班の南朝鮮からの撤退を求める」という「決議」を採択した。そして、アメリカは中立国監視委員会に書簡を送り、1 週間以内に視察班の撤退を一方的

に要求した。

日増しに激化するアメリカの行為により、中立国監視委員会はやむなく 1956 年6月 5 日、中立国視察班を南北朝鮮の各出入港から撤退させることにした。後方にたいする停戦監視システムが麻痺したため、中立国監視委員会は基層組織を失い、上層のみの組織と化した。これは事実上、中立国監視委員会本来の機能が麻痺したのも同然であった。

朝鮮問題の早急な解決を目的とする政治会議とジュネーブ外相会議を破綻させ、中立国監視委員会の機能を麻痺させたアメリカは、南朝鮮の兵力増強に力を集中して停戦協定そのものを破壊、じゅうりんする挙に出た。

「朝鮮軍事停戦に関する協定」第 13 項「D」目には「朝鮮国境外から増援する作戦用航空機、装甲車両、兵器及び弾薬の搬入を停止する。また停戦期間中に破壊、破損、または消耗した作戦用航空機、装甲車、兵器及び弾薬は同じ性能と同じ種類のものを１対１で代替する基礎の上で替えることができる」と規定されている。これは南朝鮮への武力の増強をはかるアメリカにとって障害であった。

アメリカにとって停戦協定第 13 項「D」目を破棄させることなしには、南朝鮮にたいする軍事力の確保を推進することができなかった。

そのためアメリカは、これを破棄するための活動を本格的に進めた。

米大統領アイゼンハワーは、停戦協定にしたがって同じ性能の兵器を１対１の原則で替えるのは、「古い武器で韓国の安全を支援することを求めるものであるため、これはアメリカと同盟国にとって大きな負担となっている」とし、米国務長官ダレスは、アメリカは南朝鮮に「より現代化された効能のある各種兵器を導入させることを考慮中」であるとしたうえで、「停戦協定は現実的態度で解釈されるべきである。これが制定されたのは５年前であり、考えれば短期間のためのものであった。ところが５年という歳月が流れた今日、同じ物と替える

というのは現実的でない」、したがって、停戦協定第 13 項の「D」目は破棄されなければならない、と言明した（『AP 通信』1957 年５月７日）。アメリカ支配層のあいだでも「第３次世界大戦を誘発する戦争を再発させることなしには、南北朝鮮を統一させる方途はなくなった」（『UP 通信』1957 年１月９日）、「世界大戦前に国外で一連の局地戦争があることを願う」（『ニューヨーク･ポスト』1957 年 11 月１日）として「停戦協定の破棄」に熱を上げた。アメリカの各通信も、国連本部で朝鮮停戦協定「破棄運動」が近々展開されるはずであり、「李承晩は遠からず北進を断行する」準備を整えていると報道しはじめた（『UP 通信』1957 年１月 17 日）。

停戦協定を破棄するため、米国務省は 1957 年４月初めに次のような方策を立てた。

第１に、国連を通じて南朝鮮の兵力増強を合法化する。

第２に、韓国軍に新型兵器を提供する。

第３に、朝鮮戦争に参戦した諸国を通して新型兵器を提供する（『INS 通信』1957 年４月５日）。

その後、1957 年６月 17 日、アメリカは朝鮮戦争参戦国と会談をおこない、６月 21 日には軍事停戦委員会を通じて朝鮮停戦協定第１３項「D」目の順守を放棄するということを公然と提起した。

これは、朝鮮停戦協定を有名無実なものにしたのも同然であった。

それ以来、アメリカは非公開で進めていた南朝鮮にたいする兵力増強計画を露骨に推進しはじめた。

これについて元米第８軍司令官のレムニチャーは「数年にわたって努力した結果、停戦協定第 13 項「D」目の破棄に成功し、以後、われわれはそこで新型兵器」を持てるようになった、と告白している（『UPI 通信』1960 年２月３日）。

1983 年 5 月２日付『ワシントン・ポスト』紙が報じたところによ

っても、アメリカは南朝鮮に核兵器だけでも航空用核爆弾 133 発、８インチ曲射砲用核砲弾 63 発、155 ミリ曲射砲用核砲弾 31 発、核地雷 21 発など計 1,000 余個を搬入、配備した。

アメリカは停戦協定を破棄する一方、朝鮮民主主義人民共和国にたいする各種の敵対行為と軍事的挑発を絶え間なくおこなった。

停戦協定が効力を発して 20 分後の 1953 年 7 月 27 日 22 時 20 分からはじまったアメリカの軍事的挑発行為は、1950 年代には主にスパイ活動や火力偵察の形でおこなわれたが、1960 年代に入ると好戦的な性格をおびて強行された。

停戦協定によって軍事的衝突を牽制するために設置された非武装地帯は、調整地帯でなく、銃声が鳴りやまない戦場と化し、軍事境界線一帯では停戦以後かつて見られなかったほどの緊張が生み出された。

1968 年 1 月 23 日の武装情報収集艦「プエブロ」号事件、1969 年４月の大型偵察機「EC—121」事件、1976 年８月 18 日の「板門店事件」、1984 年 11 月 23 日の「板門店銃撃事件」をはじめ、朝鮮半島の空中と地上、海上では、アメリカの武力挑発によって、停戦協定が無残にじゅうりんされ、朝鮮半島の平和保障にとって大きな障害がもたらされた。

1976 年以来、アメリカは南朝鮮で共和国北半部を標的にした「チーム･スピリット」合同軍事演習を毎年、年例行事のようにおこなってきた。演習に動員される装備や兵員、期日も年ごとにエスカレートした。これに対処して朝鮮の北側では準戦時状態が何度も宣布された。

90 年代に入ると、北の「核問題」を口実にアメリカに追従する連合勢力まで合流した反共和国騒ぎがその極に達し、朝鮮半島の情勢は戦後最悪の状態に至った.

平和を前提として締結された朝鮮停戦協定は形骸化し、朝鮮半島には常時戦争瀬戸際の雰囲気が漂うばかりだった。

1991 年 3 月 25 日、アメリカが停戦協定の慣例を無視し、なんの資格も名分もない南朝鮮の将星を「国連軍」側の首席委員に「任命」したことから、停戦協定は有名無実のものと化した。

停戦協定は、朝鮮人民軍及び中国人民義勇軍と「国連軍」との間に締結されたものであったが、2 年と 17 日間の停戦会談の過程が明白に示しているように、「国連軍」側の代表団はタナー・ジョイから停戦協定に署名したクラークはもとより、首席翻訳員、タイピストに至る補助メンバーまですべてアメリカ人で構成されていた。さらに 1953 年 7 月 27 日の停戦協定調印式に出席した「国連軍」側の代表団も首席代表ハリソン中将以下、全員がアメリカ人であった。このようにアメリカは停戦協定調印の当事者であった。

南朝鮮は、停戦の枠組みを平和保障システムに代えるうえで、なんの法的代表性も資格も有していなかった。

それは、南朝鮮が停戦協定の当事者でないためであった。停戦協定を平和協定に代えるのは、停戦協定当事者間で討議されるべき問題である。停戦に関する国際法を見ても、停戦協定の当事者は締約当事者となっている。しかし、南朝鮮は、停戦協定の締結に参加せず、署名もしていない。当時、彼らは停戦会談に反対し、「単独北進」を提唱した。

南朝鮮当局者は南朝鮮の平和システムを保証するなんらの実権も有していない。1950 年 7 月に「作戦指揮権委譲に関する公簡」によって南朝鮮軍の統帥権は米軍の手に渡り、いまも米軍が掌握している。彼らは「平時統制権」が委譲されたというが、それ自体がきわめて形式的なものである。南朝鮮に駐屯している米軍を南朝鮮当局が動かすということは想像だにできないことである。

南朝鮮が停戦協定の当事者になり得ないのは火を見るよりも明らかであった。

南朝鮮当局者は、自分たちが朝鮮戦争の時の交戦一方であり、今日は朝鮮半島に兵力を配置して軍事的に対峙している一方だという名分も持ち出しているが、これは詭弁にすぎない。

戦争に加担し、兵力を展開しているからといって、すべて交戦一方、対峙一方としての国際法上の資格を有するものではなく、なおのこと戦争終結に関する協商当事者の資格を有するわけでもない。

第 1 次世界大戦の場合を見ても、双方で 36 ヵ国と地域が参戦したが、国際法上、交戦国は主導的役割を果たした数ヵ国と認定され、戦争終結に関する協約もそれらの国の間で締結された。第 2 次世界大戦にしても 60 余ヵ国と地域が参戦したが、やはり同様だった。

いずれにせよ、南朝鮮は停戦協定の当事者としての資格が論じられる立場にはない、ということである。

1993 年 12 月、当時の国連事務総長ブートロス・ガリも、停戦協定を平和協定に代える問題は協定締結当事者が解決すべき問題だと指摘している。

アメリカは、南朝鮮軍の将星を「国連軍」側の首席委員に「任命」することで、停戦協定を完全に破壊した。

今日の朝鮮半島は、個々の兵士の暴発事故によっても戦争が起こりかねない危険な地域となっており、戦争が勃発しても、それを抑止できるなんの制度的装置もない。あるのは日増しに激化するアメリカの反共和国騒動と戦争ヒステリーだけである。

朝鮮民主主義人民共和国は、停戦協定を破壊し、朝鮮半島の平和を脅かすアメリカの策動に対処して、必要な対応措置をとらざるを得なかった。

60 年代から露骨化したアメリカの南朝鮮にたいする兵力増強策動に対処して、朝鮮民主主義人民共和国は経済建設と並行して国防建設に大きな力を注いだ。これは北半部人民の生活に少なからぬ影響を及

ぼした。一方、地上と海上、空中からのアメリカの軍事的挑発にたいしても強力な軍事的打撃を与えた。

朝鮮での停戦がいかに危うい状態で持続してきたかということは、その間、アメリカによる停戦協定違反行為が数十万件に達し、そのために招集された軍事停戦委員会だけでも数百回に及ぶという事実からも分かる。このように危うい停戦状態が長く持続してきたことは他に類を見ない。

朝鮮半島において古い停戦の枠組みを新しい平和保障システムに代えるか否かは、平和か戦争かという相反する両者の立場を判別する試金石となる。古い停戦の枠組みが持続すればするほど、戦争勃発の危険はさらに増大するであろう。いつ戦争が起こるか分からない統制不能に陥った古い停戦の枠組みに固執するのは結局、戦争を触発することになるだけであり、それによってもたらされるのは破滅しかない。

1997 年 7 月に軍事境界線上で起こった武装衝突は、これを如実に示している。7 月 16 日、南朝鮮軍は、正常な巡視勤務についていた人民軍軍人にたいし、不意に無反動砲 12.7 ミリ大口径機関銃による射撃を加えるという挑発行為を働いた。

そのために、営所の建物は破壊され、負傷者が出た。

こうした状況に直面して、朝鮮人民軍は即時、自衛措置をとり、幾つかの恒久トーチカと無反動砲陣地をこっぱみじんに打ち砕いた。

これと関連して 18 日、朝鮮人民軍板門店代表部のスポークスマンは、南朝鮮軍に非武装地帯の管理を任せたアメリカの責任を追及し、「現在の古い停戦の枠組みを存続させては、朝鮮半島の平和と安全は決して保障できない」「敵が再びわれわれにたいして挑発策動の挙に出るなら、われわれは時間と場所、対象にかかわりなくより大きな、せん滅的報復打撃を加え、侵略者に恥ずべき死を与えるであろう」という談話を発表した。

平和は誰にとっても貴いものであるが、朝鮮人民にとってはなおさら貴いものである。

それゆえ、朝鮮民主主義人民共和国は朝鮮半島の平和保障のため、停戦以来終始一貫、誠意ある努力を傾けてきた。停戦協定を平和協定に代えるためにさまざまな軍縮平和方案を示し、破綻した停戦協定に代えて武装衝突と戦争を防止するための制度的装置としての暫定協定を締結するよう提案した。

しかし、アメリカは一度たりとも建設的な平和提案を示したことがなく、共和国側が提示した公明正大かつ現実的な平和提案をことごとく否定した。彼らの主張は、平和協定が締結されるまで停戦協定を維持し、それを平和協定に代える場合、その当事者は南と北であるべきだというものである。これは、朝鮮半島の平和過程を妨げるためのこじつけにすぎない。

停戦協定を平和協定に代えることは、朝鮮半島の平和保障のために必要であるが、アメリカ自身にも有益である。やがて朝鮮半島で戦争が再発することにでもなれば、誰であれ無事ではすまされず、たとえ海峡の向こうにいようと、太平洋の向こうにいようと、安心はできないだろう。それゆえ、朝鮮半島の平和は世界の平和と直結しているのである。

国連は 50 年間、不安定な停戦が持続している朝鮮半島にしかるべき関心を向けるべきである。

朝鮮半島で持続している停戦の枠組みは朝鮮戦争の遺物であり、朝鮮戦争には国連が関与している。朝鮮戦争は朝鮮民主主義人民共和国とアメリカとの間でおこなわれたが、形式上は朝鮮人民軍と「国連軍」との戦いであった。停戦協定もやはり、「国連軍」と締結したのである。いまもなお軍事停戦委員会の会議室のテーブルには、アメリカの旗ではなく、「国連軍」の旗が立てられている。名目上、国連は現在

に至るまで朝鮮民主主義人民共和国が交戦した敵対する一方の立場から抜け出てはいないのである。

しかし、国連創立 50 周年に際して国連事務局が編集した「国連年鑑」は、これについて黙殺している。

国連が心底から戦争に反対し、平和を望むならば、アメリカの責任をかばう国連の旗を撤収し、朝鮮半島の平和保障のための自己の責任と役割を果たすべきである。これこそが朝鮮半島と世界の平和を強固にする道である。

アメリカは停戦協定の当事者として国連の旗をこれ以上盗用してはならず、朝鮮半島に新しい平和保障システムを樹立する誠実な姿勢と立場をとるべきである。これは自国のためにもさらに必要なことである。

停戦は平和ではない。50 年に及ぶ朝鮮停戦の歴史がこれを物語っている。一日も早く、古い停戦の枠組みは新しい平和保障システムにとって代わられるべきである。

南朝鮮駐屯「国連軍司令部」

南朝鮮駐屯「国連軍司令部」は、1950 年 7 月 7 日の国連安全保障理事会の「決議」により、朝鮮戦争に派兵されていた 15 ヵ国の国連加盟国の兵力をもってアメリカが組織した軍事機構である。

「国連軍」は組織された後、朝鮮民主主義人民共和国との 3 年にわたる戦争をおこなって以降、今日まで南朝鮮に駐屯しており、朝鮮半島の平和保障に障害をもたらしている。

1950 年 6 月 25 日に朝鮮戦争を引き起こしたアメリカは、国連安全保障理事会常任理事国の一致可決の原則に違反し、米軍とその追随諸国の軍隊を「国連軍」の帽子をかぶせて朝鮮戦線に派兵した。

当事、アメリカはその侵略行為を隠蔽し、戦争を正当化するために

対米追従傾向の強い国連を利用するのが最適だとみなした。とくに常任理事国であるソ連と中国の欠席はアメリカに有利な条件となった。この空間を利用して、アメリカは綿密に準備した計画にしたがって「国連軍司令部」を組織し、マッカーサーを「国連軍司令官」に任命し、東京に「国連軍司令部」を設けた。こうして、朝鮮戦線に派兵される米軍と追随諸国の軍隊に「国連軍」の帽子がかぶせられた。

1965 年２月、フランス大統領ドゴールは、「国連軍」の派遣は「国連の本来の性格と機能の限度を超えて憲章の原則を逸脱した行動」（『AFP 通信』1965 年２月４日パリ発）だと非難し、外国のメディアも、国連安全保障理事会の 1950 年７月７日の「決議」は国連の「製品」ではなく、「アメリカの決定」であり、「トルーマンの決定」であるとした（『朝鮮戦争』1966 年版　77 ページ）。

アメリカの専横にたいする国連の黙認は、朝鮮戦争の時期の朝鮮人民にたいする「国連軍」の野獣性とともに国連の歴史に恥辱の痕跡を残した。

「国連軍」が組織された後、アメリカは陣容を収拾して 38 度線以北の地域を一時占領した。

アメリカは占領地域で朝鮮人民にたいする弾圧を強化し、全朝鮮に植民地支配体制を打ち立てるための基盤を築こうとした。

このために「国連軍」の兵士は、占領地域で人間の頭脳では想像しがたい大虐殺行為を働いた。

当時、朝鮮人民軍によって捕虜となった「国連軍」の兵士たちは、朝鮮人には無慈悲であれ、哀れみと同情心を絶対持ってはならない、と書かれた手帳や「檄文」を身につけていた。

当時、米第 8 軍司令官ウォーカーは、朝鮮戦線に投入された雇用兵に次のようなメッセージを送っている。

「国連軍兵士諸君！　諸君はこの朝鮮の険悪な山岳と山林のなかで

諸民族の偉大な栄誉を守護しているのであり、アジアから、そして太平洋の対岸から共産主義への道を塞いでいるのである。……戦争は苛烈をきわめている。それゆえ、諸君は自らの生命を救うためアジア人をできるかぎり多く殺さなければならない。

……たとえ諸君の前にいるのが子供や老人であっても、手を震えさせてはならない。殺せ！　そうすることによって、諸君は自らを破滅から救い、また国連軍兵士としての責任を果たすべきだ」

この殺人命令は、国連の名を盗用した米軍と追随諸国の軍隊によってそのまま実行された。

1950 年９月にソウルを再び占領した米軍は、わずか３日間に７万 5,000 名余りの人民を逮捕し、そのうち 1,000 余名をその場で虐殺した。はなはだしくは、ソウルで 12 人の頭皮をはいで「記念品」とする蛮行を働いた。

朝鮮人民にたいする虐殺蛮行は、朝鮮北半部の占領地域でいっそう悪辣になされた。

なかでも、信川（シンチョン）郡での集団虐殺蛮行は、その野獣性と残忍性において人間の想像を超えるものであった。

『ニューヨーク・タイムズ』紙（1951 年２月 2 日付）は、「共産軍が退却したあとは、住宅や学校がそのまま残っていた。それとは反対に、国連軍は都市を焼け野原に変えた」と伝えている。

信川を占領した米軍は 10 月 18 日、あらかじめ計画していたとおり、信川郡党委員会の防空壕に 300 人余りの婦女と子供を含む 900 人余りの住民を閉じ込め、ガソリンをかけて焼き殺し、19 日と 23 日には、その周辺で 650 人余りを生き埋めにしたり焼き殺した。こうした３回にわたる虐殺の犠牲者は 1,550 余人にのぼる。

1950 年 12 月７日、猿岩（ウォンアム）里の火薬庫に現れた米軍兵士は「母親と子供が一緒にいるのは幸福すぎる。ただちに引き離して別々に閉じ込

めろ。そして母親は子供の名を泣き叫ばせて狂死させ、子供は母親を探して泣き叫ばせてもだえ死にさせろ」と言い、監禁されていた母親の懐から子供を強引に引き離して別の倉庫に閉じ込めた。彼らは水を求める子供たちにガソリンを飲ませ、二つの倉庫に火を放って手榴弾を投げ込んだ。こうしてこの二つの倉庫では、400 人の母親と 102 人の子供を含め 910 余人の住民が虐殺された。

信川郡でこうして虐殺された人々は実に３万 5,383 人にのぼるが、これは郡の総人口の 4 分の 1 に当たり、そのなかには１万 6,234 人の婦女と子供、老人が含まれている。

これらの事実は一つの郡での惨事の一部に過ぎず、それはわずか 50 数日の間に強行されたのである。

朝鮮北半部の都市と農村は爆撃によって廃虚と化した。

1951 年６月、米極東空軍の爆撃機司令官オドンネットは「マッカーサー聴聞会」で、米空軍の爆撃で朝鮮戦争初期にすでに「朝鮮半島のほぼ全域が破壊され……名をあげられる街として無事だったところは１ヵ所もない」と証言した（『現代朝鮮史』第２巻　日本語版　1974 年版　419 ページ）。

1952 年８月５日、米極東軍司令官クラークは、「掃いてもひっかかるもののないように」、北朝鮮の 78 の都市を「地図の上から完全に抹殺する」とうそぶいた。

当時の出版物も、「選択された都市が重要な軍事的目標だとは誰も言えないであろう。……北朝鮮の住民を壊滅しようとするこのような決定は、世界を戦慄させるであろう」と書いている（同上　418 ページ）。

米空軍の爆撃によって、朝鮮北半部の平和的な街々は廃虚と化した。

これについてアメリカの記者ストーンは、「すでに９月に、東京の極東軍司令部は、工業施設爆撃計画の大部分が完全に遂行され、爆撃

目標は『僅少』になったと発表した。さまざまなコミュニケを通して判断すれば、朝鮮において国連軍の空軍の悩みの種の一つは、もう破壊すべきものがないということだ」と論評している。

朝鮮戦争当時、アメリカは公認された国際法の諸原則と規範をみだりに犯し、捕虜にたいする野獣じみた虐殺蛮行もためらわなかった。とくに停戦会談を機に起きた「自発的送還」騒ぎは、人間の尊厳と自主権にたいする重大な侵害であった。

捕虜の処分に関する 1949 年のジュネーブ協定第 17 条には、「戦争捕虜からある種の情報を入手するため、彼らに肉体的及び精神的拷問、またはなんらの脅迫も加えてはならず、返答を拒んだ戦争捕虜を威嚇したり、侮辱し、また彼らにある種の不利な待遇をしたりしてはならない」と規定されており、第 14 条には「戦争捕虜はいかなる場合においても、人格と名誉が尊重される権利を有する」と規定されている。

アメリカは「自発的送還」の名のもとに、捕虜に「わたしは北朝鮮に帰ることを望まない」「わたしは政治的自由を得るため南朝鮮に残ることを望む」など、捏造した文書に署名したり、血書することを強要し、これを拒否した捕虜には拷問を加え、体に「滅共」「反共」という焼き印を入れ、はなはだしくは虐殺した。

これについて、オーストラリアの記者バーチェットは、「……野蛮な虐殺政策が出るようになったのは、捕虜の基本権利を抹殺しようとする彼らの政策がいずれも失敗したためである。……入れ墨も、血書請願も失敗した。一人ひとりの処刑は捕虜の団結をいっそう固めさせるだけであった。そのため、公然と集団テロによる虐殺をしてみるほかはなかった」と指摘している（『朝鮮における米軍』日本語版 1953 年版　75 ページ）。

「自発的送還」を拒否する捕虜にたいする集団虐殺蛮行は、苛酷さにおいて前代未聞の極みである。1952 年２月 18 日、一斉に「自発

的送還」を拒否した南朝鮮出身の捕虜にたいし、米軍は 6 台の装甲車と 1 個大隊の兵力を動員して 102 人を虐殺し、290 人に重傷を負わせた。また「巨済(コジェ)島は墓地のように寂寞たるところにすべし」と言った「国連軍」司令官クラークの指示にしたがい、同年６月 10 日、わずか４時間に 276 人の捕虜を殺害した。これが「国連軍」捕虜管理総司令部が強行した「人道主義的な自発的送還」の真相の一部である。

「自発的送還」の美名のもとにおこなわれた捕虜虐殺の蛮行は、アメリカの意のままには進められなかった。

捕虜たちは祖国への帰還を阻むアメリカの策動に立ち向かって頑強にたたかい、送還の日には米国製の軍服と軍靴を脱ぎ捨て、肌着を裂き血を染めて作った共和国旗を振りながら『金日成将軍の歌』を高らかにうたったのである。

戦火が止んで 40 年目のある日、南朝鮮で、当時のパリ世界平和大会宛に送るために作成された捕虜の手紙が発見された。これに関連して 1993 年５月 25 日、朝鮮民主主義人民共和国の外相は、国連事務総長に次のような書簡を送った。

「……わが方の捕虜にたいする米軍の虐殺蛮行は、戦争捕虜の待遇に関するジュネーブ協約をはじめ公認された国際法をみだりに蹂躙した大犯罪行為であった。……

朝鮮戦争での米軍の行為がすべてそうであったように、わが方の捕虜にたいする虐殺蛮行も国連の名で、国連の旗のもとにおこなわれたのである。

そのため、われわれは当時、わが方の捕虜にたいする虐殺蛮行について国連事務局に何度も文書で公式に通報し、それをただちに中止するよう求めた。しかし、われわれの要求は国連から相応の呼応を得られず、完全に無視された。……」

停戦協定締結後の捕虜送還も徹底して遂行されなかった。アメリカの背信行為によって、少なからぬ捕虜が強制抑留されたのである。当時から 40 年が過ぎた 1993 年３月 19 日に共和国に戻った元朝鮮人民軍従軍記者の李仁模（リインモ）の場合が、これを明白に物語っている。

朝鮮戦争の際、アメリカは国際法により使用が禁止されている細菌・化学兵器を使用した。

アメリカは「窒息性ガス及びそれに類する毒ガスと細菌を戦争に使用することを禁止」するという 1925 年のジュネーブ議定書の調印を拒否し、細菌・化学戦を系統的に準備してきた。

1950 年の秋、米統合参謀本部議長のブラッドレー、空軍参謀総長バンデンバーグ、陸軍参謀総長コリンズ、海軍作戦部長シャーマンらは、発展させた細菌兵器を朝鮮戦争で試験的に使用することを決めた。

米統合参謀本部で作成した細菌戦計画にしたがい、1950 年の冬から朝鮮戦争で細菌兵器が使用された。

1951 年３月、「国連軍司令部」の第 1091 号細菌揚陸艇は、捕虜を対象に細菌兵器の実験をおこなった。

この事実について『ＵＰ通信』は、「3,000 回の実験」がおこなわれ、その結果「捕虜のうち 1,400 人余りが危篤状態となり、残りの人数のうちの 80％はある種の伝染病に感染」するという重大な事態が生じたと報じた （『ＵＰ通信』1951 年５月 18 日）。

捕虜にたいする細菌兵器の実験と、朝鮮北半部の一部の地域への病菌体の投下などによる細菌戦計画を局地的に実施してきたアメリカは、1951 年 10 月の米統合参謀本部の指令で、朝鮮での細菌戦を徐々に作戦段階へと拡大するよう指示した。

1952 年７月８日、朝鮮北半部地域で撃墜され捕虜になった米海軍陸戦隊第一空軍連隊の参謀長であった大佐フランク・Ｈ・シェーバーは次のように証言している。

「朝鮮での細菌戦計画は、米統合参謀本部が 1951 年 10 月に指示したものである。その際、統合参謀本部は極東軍司令部の総司令官に特別要員を派遣し、朝鮮で細菌戦を開始するが、最初は小規模の実験的段階とし、徐々に拡大していくよう命じた。この指示は、東京の極東空軍司令官のウェイランド将軍に伝達された」。この指示にもとづき、極東空軍司令官ウェイランドは、第 5 空軍司令官と沖縄島の第 19 爆撃機連隊に細菌戦開始の命令を下した。

アメリカは、細菌戦の作戦範囲の拡大にともない、米空軍第３、第 17 軽爆撃機連隊、第４、第 51、第８、第 18、第 49、第 58、第 474 戦闘爆撃機連隊と海軍陸戦隊第 1 空軍連隊の航空機を総動員した。

この細菌戦には、日本の細菌専門家が積極的に協力した。

この事実について捕虜になった米空軍中佐ロジャワ・リンは、アメリカは数名の日本の科学者を掌握し、細菌兵器の開発・発展のために、彼らを研究所で働かせた。彼らは細菌弾の効果を向上させ、細菌に感染した昆虫を散布する、新しくより効果的な方法を発見しようと努力した、と告白した。

アメリカの細菌戦蛮行と関連して「国際民主法律家協会調査団」や「アメリカ帝国主義の細菌蛮行に関する中国調査団」などの国際調査団が訪朝し、各地域で現地調査をおこなった。

1952 年 1 月 28 日から３月 31 日にかけて、朝鮮北半部の 400 ヵ所以上の地点に細菌弾と殺人用微生物を詰め込んだ各種物体が 700 回以上投下されたと言えば、ほぼ 1 年間にわたって繰り広げられた細菌・化学戦による惨禍のほどは想像するに難しくないであろう。

これは、朝鮮戦争当時「国連軍」の帽子をかぶった米軍が強行した蛮行の一部に過ぎない。

戦争が終わって 50 年になるが、南朝鮮にはいまなお「国連軍司令部」が妖怪のごとく存在している。これは、朝鮮半島の平和保障にと

って大きな障害となっている。
南朝鮮駐屯の「国連軍司令部」は、国連の決議によって設けられたというよりは、国連の名を盗用してアメリカがつくりあげた冷戦の産物である。
「国連軍司令部」は、国連安全保障理事会のすべての決議は全常任理事国の一致可決にもとづき、7ヵ国理事国の賛成によって採択されるとする国連憲章第 27 条3項と、紛争当事国である朝鮮民主主義人民共和国代表の参加を許さず南朝鮮「代表」のみを一方的に参加させ、国連憲章第 32 条の要求に違反して組織されたアメリカの強権政治の産物であった。
さらに、1950 年7月7日の国連安全保障理事会の「決議」には、南朝鮮に「国連軍司令部」を設置するという文言すらなかった。
これについて、アメリカの出版物は次のように書いている。
「最後の仕上げは、〝国連〟軍部隊をマッカーサーの指揮下におき、しかも、彼らを国連の指揮下におかないようにすることであった。これは 7 月 7 日、英仏の共同決議案で実現した。これは一般に国連軍司令部を設置した決議とみられているが、決してそのようなものではなかった。それは、『統一司令部』を設置し、この司令部は国連旗を使用する権限を与えられたが、決して国連の命令には拘束されていなかった。このことは決議のテキストにみられるであろう。
決議が勧告したのは、朝鮮に関する安保理事会の諸決議に従って、『軍隊その他の援助を供与するすべての国連加盟国が……かかる軍隊とその他の援助を、アメリカの指揮下にある統一司令部に提供』すべきことであった。決議は、『このような軍隊の司令官を任命する』ことをアメリカに要請し、この軍隊に国連旗を使用する権限を与えた。この軍隊に対し国連が多少とも監督権をもっていることを示す唯一の条項は、漠然と国連が『アメリカに対し統一司令部の下でとられた行

動の進行状態につき、適宜に報告を安保理事会に提出するよう』求めたとのべた最終条項だけであった。

『統一司令部』は定期的、または他の形で国連と協議したり、国連に報告したりする義務がなかった。……国連はマッカーサー元帥に白紙委任状を与えたのだ。

……

東京の総司令部は、……理屈の上では統一司令部だが、実際上はマッカーサー王国だったからだ」(『秘史朝鮮戦争』　日本語版　88～90ページ)

結局、国連はアメリカにその名称と旗を貸しただけであり、アメリカはそれを勝手に悪用したのである。

朝鮮戦争当時、「国連軍司令官」であったクラークは、1967 年 3 月 20 日の記者会見で、わたしは朝鮮駐屯「国連軍司令官」であったが、戦争期間に国連からどんな指示を受けたかは思い出せない、と語っている。

ところがアメリカは今日に至っても、7 月 7 日の国連安全保障理事会の「決議」が「国連軍司令部」組織の法的基礎となっていると主張しているのである。

南朝鮮駐屯「国連軍司令部」は、その組織と管轄システム、軍事作戦などすべての面で､国連軍や国連軍司令部とはなんの共通性もない。

国連憲章には、国連軍の組織原則と管轄システム、作戦方式が明確に規定されている。ある種の軍事作戦に参加する武装力が国連軍の地位を得るには、国連憲章の規定に立脚して組織され、その指揮系統に服従し、国連の目的に合致した活動をしなければならない。

南朝鮮に駐屯する「国連軍」は、憲章に規定された国連軍組織の原則にもとづいて組織されたものではなかった。憲章には、国連軍は、国連安全保障理事会の勧告にしたがい、国連安全保障理事会と兵力提

供国間の協定によって組織されると規定されている。

しかし、1950 年の朝鮮戦争に投入された「国連軍」は、そうした協定によって組織されたのではなく、国連安全保障理事会の「決議」が採択される前に、朝鮮戦争の開始とともにアメリカによって投入された米軍なのである。事実、朝鮮戦争に投入された「国連軍」のうち、陸軍の 90%、海軍の 93.5％、空軍の 98.6％は米軍であった。残るごくわずかな軍隊が追随諸国の軍隊であった。

1951 年５月４日、マッカーサー自身も「もし朝鮮の軍隊からアメリカが手をひいたら、あとにはまったくゼロが残るだけである」と公言している（『朝鮮戦争の歴史』上　日本語版　200 ページ）。

南朝鮮駐屯「国連軍」の管轄システムも、国連憲章に規定された国連軍管轄システムとは根本的に異なっている。

国連憲章第 47 条には､国連軍は安保理の管轄下にあるべきであり、その作戦指揮は国連安全保障理事会常任理事国の参謀長によって構成される「軍事参謀委員会」が担当すると規制されている。したがって朝鮮戦争に投入された軍隊が国連軍になるには、国連安全保障理事会の管轄下にあり、「軍事参謀委員会」の作戦指揮にしたがわなくてはならない。ところが南朝鮮の「国連軍」は、朝鮮戦争の時期はもちろん、現在も国連安全保障理事会の管轄下にはおかれていない。

アメリカによってつくりあげられた「国連軍司令部」は、朝鮮戦争の期間は言うまでもなく、現在も米軍部の管轄下にあり、米軍司令官の指揮に服従している。

1970 年２月、当時「国連軍司令官」であったマイケリスは米上院外交委員会で､「国連本部のなんらかの追加的決議や措置なしに軍事行動を取ることができるか」との質問に､「本官は本官の上部からの許可なしにいかなる形態であれ行動することはできない。上部とは米統合参謀本部を意味する」と答えている。

南朝鮮に存在する「国連軍司令部」は、軍事行動も国連憲章の要求に反しておこなっている。

国連憲章のどの条項にも、国連軍は紛争当事国のある一方の側に立って他方を攻撃せよという規定はない。しかし、朝鮮戦争当時、「国連軍」は李承晩軍の側に立って共和国を全面的に攻撃し、現在まで交戦一方として共和国に銃口を向けている。

南朝鮮に存在する「国連軍司令部」は国連とはなんら関係ないものであり、国連軍ではなく米軍だということはアメリカ自身が認めており、世界が公認している。1967 年5月 11 日、イギリスの『ロイター通信』は「アメリカと南朝鮮が一般的に国連軍司令部と言っているものは、実際において米軍の将軍と参謀を有するアメリカの統制下にある機構である」と報じている。

このように、国連とはなんら関係なく、ただ国連の名称と旗を盗用して現在まで南朝鮮に「国連軍司令部」が存在しているということは、国連にとって極まりない恥辱であると言わざるを得ない。

1975 年 11 月 18 日、第 30 回国連総会では、「国連軍司令部」を解体し、国連の旗のもとに南朝鮮に駐屯しているすべての外国軍隊を撤退させる決議が採択された。しかしアメリカは、誰も望んでおらず、その地位を喪失したも同然の「国連軍司令部」が依然として存在していることを示そうとやっきになっている。

朝鮮戦争後、アメリカの歴代の執政者は、南朝鮮にいる兵力はすべて「国連軍司令部」に所属しており、南朝鮮には米軍が一人もいない、もっぱら国連決議による「国連軍」がいるのみであり、南朝鮮に駐屯している米軍は、国連の決議にもとづく「国連軍」として国際的任務を遂行している、と強弁してきた。

設けられて以来 46 年間、自己の活動を国連に報告したこともなければ指示を受けたこともなく、ただ米統合参謀本部の命令にしたがっ

て行動していた「国連軍司令部」が 1996 年、その存在を示すため、国連安全保障理事会に「報告」を提出するという珍事が起きた。

これと関連して 1996 年6月 25 日、朝鮮民主主義人民共和国外交部は、「国連軍司令部」の実態を暴露した備忘録「南朝鮮に存在する『国連軍司令部』は一日も早く解体されるべきである」を発表した。

南朝鮮にある「国連軍司令部」は名ばかりであり、残っているのは米軍だけである。

6・ 25 戦争当時、朝鮮に軍隊を派遣した国のうちアメリカを除く 15 ヵ国の政府は、国連に告知することなく自国の軍隊を撤退させている。フランスは 1953 年 10 月 23 日に、カナダは 1956 年4月、ルクセンブルグは 1954 年 12 月 30 日、フィリピンと南アフリカは 1953 年 10 月と 11 月、ベルギーは 1956 年、ギリシャは 1955 年7月 13 日、コロンビアは 1954 年 10 月、オランダは 1956 年3月、エチオピアは 1954 年 12 月、オーストラリアは 1953 年7月、イギリスは 1957 年7月、ニュージーランドは 1953 年 10 月、トルコは 1956 年7月、タイは 1955 年7月にそれぞれ「国連軍」に派遣していた自国の兵力を撤退させている。

しかも、エチオピア、オランダ、ベルギー、ギリシャ、南アフリカなど大多数の国は、今日では「国連軍司令部」となんの連係も保っていない。結局、「国連軍司令部」は国連のいかなる決議もないまま、おのずと解体の道を歩むことになったのである。

「国連軍司令部」にひとり取り残されたアメリカは、1975 年9月 22 日、国連安全保障理事会宛の書簡で、「国連軍司令部」は 300 人足らずの参謀要員と儀仗兵を擁するだけの機構であると公式に認めざるを得なくなった。時を同じくして、第 30 回国連総会で「国連軍司令部」を解体する決議が採択されると、アメリカは、南朝鮮にいるのは「国連軍」ではなく米軍だと言い出した。

それから 20 年が過ぎた 1996 年に国連安全保障理事会に提出された「報告」なるものは、南朝鮮にある「国連軍司令部」の存在価値を示そうとするアメリカの意図によるものであるとしか理解できない。

南朝鮮にある「国連軍司令部」はすなわち米軍司令部であり、「国連軍」は名ばかりのものである。

歴代の「国連軍司令官」はいずれもアメリカ政府によって任命され、その司令官もすべてアメリカの軍人であった。また「国連軍司令官」は、南朝鮮駐屯米軍と南朝鮮兵力全体にたいして作戦指揮権を有するアメリカ・南朝鮮連合司令官を兼任してきた。

1994 年 6 月 24 日、当時の国連事務総長ブートロス･ガリは朝鮮民主主義人民共和国外交部長に宛てた書簡で、「その連合司令部の解体は、ある国連機関の責任ではなく、アメリカ政府の権能に属する問題である」と記している。

これらの事実は、南朝鮮駐屯「国連軍司令部」は国連の旗を隠れみのにした米軍司令部であることを立証している。

「国連軍司令部」は設けられた当初、朝鮮民主主義人民共和国と 3 年にわたって戦争をおこない、停戦後は南朝鮮で戦争瀬戸際の状況をかもしだし、朝鮮半島の平和保障に大きな障害をつくりだしている。

「国連軍司令部」に自国の旗を預けている国の政府は、アメリカの強硬保守勢力の好戦性が実戦段階に入っていることを知り、それに巻き込まれてはならないであろう。

アメリカは、有名無実になった南朝鮮駐屯「国連軍司令部」を解体し、南朝鮮から遅滞なく自国の兵力を撤退させるべきである。

これは、朝鮮半島の平和と安全保障にとってこのうえなく有益なことである。

結びのことば

朝鮮の領土の半分がアメリカに占領されてから半世紀余りの年月が流れた。

北と南に二分された朝鮮の分断は、朝鮮人民におしかぶされた最大の悲劇であり、苦しみである。

アメリカの南朝鮮占領によって、北と南は数十年間、互いに銃口を向け合う対決状態にあり、それによって多大の人的及び物的被害をこうむってきた。今後もたらされる災難と負担がどれほどのものかは予測しがたい。

米軍による南朝鮮占領がなかったなら、朝鮮人民はこのような悲劇を背負わされずにすんだはずである。

米軍が南朝鮮に駐屯するかぎり、朝鮮半島の平和は望むべくもなく、統一の展望はさらに暗澹たるものとなるであろう。あるものは増大する戦争の危機と分裂の長期化である。

現実的に、朝鮮半島には、有名無実になった停戦協定のため、いつ起こるかも知れぬ武力衝突と、それによって誘発される戦争を防止するなんの法的装置も存在しない。

これは全的にアメリカの時代錯誤的な対朝鮮政策によるものである。

朝米間の基本合意文が採択されて以来、比較的順調に進展してきた朝米関係は、ブッシュ政権の出現後、極度に緊迫してきた。

前大統領当時の朝米対話のプロセスは完全に崩れ去り、6・15 北南共同宣言発表後、円滑に進展してきた北南関係も冷却状態に陥った。ブッシュ政権の強硬保守派は、軍事的制裁と圧力による反共和国騒ぎに熱を上げており、ペルシャ湾とバルカン地域、アフガンでの戦争を無事に終えて勝利におごっている現在にいたっては、それがいっそう

過熱化している。

2002 年９月、北南双方の軍事当局間で鉄道・道路連結作業の軍事的保障に関する合意書が採択され発効した後、双方はそれぞれ管理区域において計画どおり地雷撤去作業をおこなった。地雷解除が終われば、双方の合意にもとづき北南管理区域の非武装地帯で双方の相互検証がおこなわれることになっていた。

ところが、作業が最終段階に至ると、アメリカは突然、軍事境界線の通過には軍人はもちろん民間人でも「国連軍司令部」の許可が必要だとし、北と南の検証要員の名簿を提出するよう要求してきた。

事実を明かせば、この工事は交戦双方が鋭く対峙している軍事境界線地域で進められるだけに、共和国側は提起される諸問題について南側とはもちろん、米軍側とも２回にわたる朝・米将官級会談で十分に協議し、合意を見ていた。

また、停戦後これまで、北南間には数多くの人が軍事境界線を往来しているが、「国連軍」が往来者の名簿を要求したことはなく、共和国としてもそういう名簿を提出したことはなかった。

アメリカは「国連軍司令部」の承認なしには北南間で進める鉄道・道路連結や金剛山陸路観光、開城（ケソン）工業地区建設などの交流・協力も思うように推進できないだろうと断じているが、「国連軍司令部」を解体するという第 30 回国連総会の決議が採択されて数十年が経った今日になっても「国連軍」の「存在」をたてにとって発展する北南関係を遮断しようとするアメリカの行為を、なんと見るべきか。

分裂の悲劇に終止符をうち、国の統一を実現しようというのは、朝鮮民族の一致した意志であり、第３者の承認や統制のもとでなすことではなおさらない。

冷戦終結後、アメリカがヨーロッパに重点配備していた軍事力をアジア太平洋地域に移し、南朝鮮を対アジア戦略実現の軍事的拠点にし

ようとしているのは、はなはだしい思考錯誤である。

なんぴとであれ、他人に危害を加え、自分は無事で利得にあずかれると考えるのは見込み違いもはなはだしい。それはとりもなおさず破滅を意味する。

2002 年 11 月 14 日、アメリカは朝・米基本合意文にもとづく重油提供を中断するという決定を発表し、12 月からは実際に重油提供を中断し、2003 年 1 月 6 日には国際原子力機関をして共和国にたいする不当な「決議」を採択させた。

こうした状況に対処して共和国政府は、重油提供を前提にして取ってきた核凍結を解除し、電力生産に必要な核施設の稼働と建設を即時再開するとともに、2003 年 1 月 10 日には政府声明を発表し、一方的に臨時停止状態にあった核拡散防止条約からの脱退効力が即時自動的に発生することを宣言した。

これを受けて、朝鮮人民と軍隊は朝鮮半島の情勢を極端な局面に追い込んでいるアメリカとはこれ以上かかわりを持つべきではなく、民族の自主権と尊厳を侵すなら死を決して積もりに積もった恨みを晴らすべきだという声を高めている。

今日、世界の平和を愛する人民は、アメリカが時代遅れの対朝鮮政策を是正し、南朝鮮から米軍を撤退させることを求めている。

南朝鮮内部でも米軍の撤退を要求する声がかつてなく高まっている。南朝鮮の各階層の人民は、米軍の南朝鮮占領が朝鮮半島に軍事的緊張をもたらす要因であり、平和の障害である、ソウルのど真ん中に外国の軍事基地があるのは恥であり、米軍のために南朝鮮人民は耐えがたい苦しみと犠牲を強いられていると考えており、米軍がこの地に居座る場所はないとして、軍事基地を引き払って本国へ帰れ、と強く要求している。

自国でもない他の国の平和を脅かすアメリカの行為は、国際法から

しても、人道主義的見地からしても、きわめて不正常である。

アメリカは南朝鮮においている「国連軍司令部」を解体し、停戦協定を平和協定に代えるという第 30 回国連総会の決議を履行するための実質的な対策を講じ、南朝鮮から自国の軍隊を一日も早く撤退させるべきである。